令和５年２月
袖 ケ 浦 市

袖ケ浦市総合計画

第２期実施計画

2023 － 2025
（令和5年度）　（令和7年度）

みんなでつくる
人つどい　緑かがやく　安心のまち
袖ケ浦

目　　次

第１部　総　論
１　計画の位置づけ..... ３
２　策定の趣旨..... ３
３　計画の期間..... ３
４　人口の見通し..... ３
５　財政計画..... ４
６　施策の体系..... ４
７　計画事業数..... ５
８　計画事業費（一般会計）..... ５
（別表１）財政計画..... ６
（別表２）施策体系..... ８

第２部　各　論
第１章　子育て・教育・文化.....１９
１　子育て支援.....２１
２　学校教育.....２４
３　生涯学習.....２８
４　スポーツ.....３０
５　文化芸術・文化財.....３１

第２章　健康・医療・福祉.....３３
１　健康づくり・医療.....３５
２　地域福祉.....３７
３　高齢者福祉.....３９
４　障がい者福祉.....４２

第３章　防災・防犯・環境.....４５
１　防災.....４７
２　防犯・交通安全.....４９
３　消防・救急..... ５０
４　消費生活.....５２
５　環境保全.....５３
６　廃棄物・リサイクル.....５５

第４章　都市形成・都市基盤……５７
１　市街地形成……５９
２　公園・緑地……６１
３　道路……６２
４　河川……６４
５　下水道……６６
６　住宅……６７
７　公共交通……６８

第５章　産　業……６９
１　農林業……７１
２　商工業……７４
３　観光……７６
４　雇用・就業……７８

第６章　市民活動・行財政……８１
１　市民活動……８３
２　人権・男女共同参画……８５
３　多文化共生……８６
４　情報共有・発信……８７
５　行政運営……８８
６　財政運営……９０

第３部　参考資料
第２期実施計画策定方針……９３
袖ケ浦市第２期実施計画の策定について（諮問）……９６
袖ケ浦市第２期実施計画の策定について（答申）……９７
袖ケ浦市総合計画審議会名簿……９８
用語解説……９９

第１部　総　論

１　計画の位置づけ

本計画は、袖ケ浦市総合計画条例（平成３０年条例第１号。以下「条例」という。）に基づき、基本計画に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものです。

２　策定の趣旨

本市では、条例に基づき、将来のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなる総合計画を策定しています。

このうち、基本構想には、市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」を掲げ、基本計画では、これを実現するために本市が取り組むべき具体的な施策について、方向性や目標などを体系的に示しています。

実施計画は、この基本計画に定める施策を実現するために必要な、真に優先度の高い事業を厳選して計画に位置づけ、今後３年間の行財政運営の具体的な指針として策定するものです。

３　計画の期間

本計画の期間は、令和５年度から令和７年度までの３年間とします。

４　人口の見通し

人口減少社会が到来し、県下の多くの自治体において人口が減少する中、本市においては、これまでの都市基盤整備や子育て支援・教育の充実などの人口流入を図る施策を推進してきた結果、人口は増加傾向で推移しており、本計画期間中も増加を続ける見込みです。

５　財政計画

財政計画（一般会計）の作成にあたっては、計画事業の実効性と将来に亘る健全財政の維持を念頭に置き、計画期間の総額を歳入、歳出ともに８２９億４千万円と見込みました。

なお、項目別の内訳は別表１（５頁）のとおりです。

（１）歳入

長期化する新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け、景気の下振れリスクが高まり、歳入の根幹をなす市税収入をはじめ、地方消費税交付金や法人事業税交付金等の各種交付金においても影響が出てくることが懸念されるなど、不透明な状況となっています。

このような状況を踏まえ、市税につきましては、今後の社会経済情勢の変動を見据えながら税目ごとに推計し、４３８億１千３百万円（対前計画：２９億３千１百万円、６．７％増）を見込みました。

また、国県支出金等の特定財源については、国・県の施策動向や計画事業の内容を勘案して財源を見込んでいます。

（２）歳出

歳出においては、高齢者人口の増加や子育て支援の充実等に伴う、社会福祉費や児童福祉費などの扶助費を１９７億８百万円（対前計画：３４億５百万円、１７．３％増）で見込み、近年の大型事業に係る起債の償還が令和７年度をピークに高い水準で推移する公債費を５６億５千９百万円（対前計画：１３億９千１百万円、２４．６％増）で見込むなど、経常的経費が７３５億３千４百万円（対前計画：６４億５千８百万円、８．８％増）となり、財政の硬直化が進み厳しい状況が続くことが見込まれます。

６　施策の体系

基本計画では、市が目指す将来の姿の実現に向けて６つの章と３２の施策、９２の施策の方向性を体系化しており、本計画では、これに基づき別表２（７頁）の施策体系によって、計画事業の具体的な位置づけを行っています。

７　計画事業数

本計画に登載される計画事業は１５５事業で、各施策分野別及び性質別における計画事業数は次のとおりです。

（１）施策分野別の計画事業数

➢第１章　子育て・教育・文化 …… ３９事業
➢第２章　健康・医療・福祉 …… ２１事業
➢第３章　防災・防犯・環境 …… ２８事業
➢第４章　都市形成・都市基盤 …… ２６事業
➢第５章　産業 …… ２１事業
➢第６章　市民活動・行財政 …… ２０事業

（合計１５５事業）

（２）性質別の計画事業数

➢ 継続事業　⇒１３１事業　新規事業　⇒　２４事業
➢ ソフト事業　⇒１２０事業　ハード事業　⇒　３５事業
➢ 一般会計　⇒１４７事業　特別会計　⇒　８事業
➢ 地方創生総合戦略事業　⇒　８４事業

８　計画事業費（一般会計）

本計画の一般会計事業費は、総額１４３億１千７百万円、歳出全体に占める割合は１７．３％になるものと見込みました。

また、一般会計事業費のうち一般財源充当額は６９億４千９百万円で、事業費の４８．５％になります。

各施策分野別における事業費は次のとおりです。

➢第１章　子育て・教育・文化 …… ５４億５千７百万円
➢第２章　健康・医療・福祉 …… ５億５千８百万円
➢第３章　防災・防犯・環境 …… １３億１千　万円
➢第４章　都市形成・都市基盤 …… １９億４千３百万円
➢第５章　産業 …… １８億６千２百万円
➢第６章　市民活動・行財政 …… ３１億８千７百万円

（別表１）財政計画（一般会計）

１　歳　入

項　　目 区　　分	計画期間（令和５年度～令和７年度）	
	金額（百万円）	構成比（％）
１　市税	４３，８１３	５２．８％
２　地方譲与税	１，１６７	１．４％
３　利子割交付金	９	０．０％
４　配当割交付金	１７４	０．２％
５　株式等譲渡所得割交付金	１４７	０．２％
６　法人事業税交付金	４２６	０．５％
７　地方消費税交付金	４，８５７	５．９％
８　ゴルフ場利用税交付金	２７６	０．３％
９　自動車取得税交付金	０	０．０％
10　環境性能割交付金	９６	０．１％
11　地方特例交付金	４２６	０．５％
12　地方交付税	９０	０．１％
13　交通安全対策特別交付金	２４	０．０％
14　分担金及び負担金	１，１５８	１．４％
15　使用料及び手数料	１，２９０	１．６％
16　国庫支出金	１２，４８５	１５．１％
17　県支出金	５，２４３	６．３％
18　財産収入	８１	０．１％
19　寄附金	２３３	０．３％
20　繰入金	３，０７８	３．７％
21　繰越金	１，３００	１．６％
22　諸収入	１，６６２	２．０％
23　市債	４，９０５	５．９％
合　　計	**８２，９４０**	**１００％**

※小数点の四捨五入関係で、構成比の合計が合わない場合があります。

２　歳　出

項　　目 区　　分	計画期間（令和５年度～令和７年度）	
	金額（百万円）	構成比（%）
１　人件費	１７，９４７	２１．６%
２　扶助費	１９，７０８	２３．７%
３　公債費	５，６５９	６．８%
義務的経費計（1+2+3）	４３，３１４	５２．１%
４　物件費	１６，１７０	１９．５%
５　維持補修費	７９５	１．０%
６　補助費等	７，４５７	９．０%
７　経常的繰出金	５，７９８	７．０%
経常的経費計（1+2+3+4+5+6+7）	７３，５３４	８８．６%
８　普通建設事業費	７，４４５	９．０%
９　災害復旧事業費	３	０．０%
10　積立金	６５３	０．８%
11　投資、出資金及び貸付金	１，００５	１．２%
12　予備費	３００	０．４%
合　　計	８２，９４０	１００%
うち計画事業費	１４，３１６	１７．３%
うち投資的事業費	７，０６３	８．５%
うち経常的事業費	７，２５３	８．７%

※小数点の四捨五入関係で、構成比の合計が合わない場合があります。

（別表２）施策体系

市が目指す将来の姿
みんなでつくる　人つどい　緑かがやく　安心のまち　袖ケ浦
章
施策
第1章
子育て環境と学び・活動の場が充実した未来を育むまちづくり【子育て・教育・文化】
1.子育て支援
2.学校教育
3.生涯学習
4.スポーツ
5.文化芸術・文化財
第2章
支え合いと支援のもとで健やかに暮らせるまちづくり【健康・医療・福祉】
1.健康づくり・医療
2.地域福祉
3.高齢者福祉
4.障がい者福祉
第3章
安全・安心で環境にやさしいまちづくり【防災・防犯・環境】
1.防災
2.防犯・交通安全
3.消防・救急
4.消費生活
5.環境保全
6.廃棄物・リサイクル
第4章
都市と自然が調和した住みやすいまちづくり【都市形成・都市基盤】
1.市街地形成
2.公園・緑地
3.道路
4.河川
5.下水道
6.住宅
7.公共交通
第5章
地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまちづくり【産業】
1.農林業
2.商工業
3.観光
4.雇用・就業
第6章
みんながつながり参加する持続可能なまちづくり【市民活動・行財政】
1.市民活動
2.人権・男女共同参画
3.多文化共生
4.情報共有・発信
5.行政運営
6.財政運営

章
施策
施策の方向性
第1章
子育て環境と学び・活動の場が充実した未来を育むまちづくり【子育て・教育・文化】
1.子育て支援
(1) 結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実
(2) 子育て世帯の状況に応じた支援の充実
(3) 幼児教育・保育サービスの充実
(4) 地域における子育て支援施策の充実
2.学校教育
(1) 生きる力を育む学校教育の推進
(2) 開かれた学校づくりの推進
(3) 教育環境の整備
3.生涯学習
(1) 生涯学習の充実
(2) 社会教育施設の環境整備
(3) 青少年健全育成の推進
4.スポーツ
(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進
(2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備
(3) スポーツツーリズムの推進
5.文化芸術・文化財
(1) 文化芸術活動の推進
(2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用

章	施策	施策の方向性
第2章 支え合いと支援のもとで健やかに暮らせるまちづくり【健康・医療・福祉】	1.健康づくり・医療	（1） 健康づくりの推進
		（2） 生活習慣病の予防
		（3） 地域医療体制の充実
	2.地域福祉	（1） 地域福祉の推進
		（2） 生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進
	3.高齢者福祉	（1） 介護予防の推進
		（2） 住み慣れた地域での生活支援
		（3） 地域で支え合う仕組みづくりの推進
		（4） 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
	4.障がい者福祉	（1） 障がいのある人の自立生活支援の推進
		（2） 障がいのある人を支える生活環境の整備
		（3） 権利擁護の推進

章
施策
施策の方向性
第3章
安全・安心で環境にやさしいまちづくり【防災・防犯・環境】
1.防災
(1) 防災対策の強化
(2) 地域における防災力の強化
(3) 災害応急・復旧対策の充実
2.防犯・交通安全
(1) 防犯対策の推進
(2) 地域における防犯体制の強化
(3) 交通安全の推進
3.消防・救急
(1) 消防・救急体制の充実
(2) 火災予防の推進
4.消費生活
(1) 消費者保護対策の推進
(2) 消費者意識の向上
5.環境保全
(1) 自然環境の保全と共生
(2) 地球温暖化対策の推進
(3) 快適で安全に生活できる環境の維持
6.廃棄物・リサイクル
(1) ごみの減量化・再資源化の推進
(2) ごみ処理体制の整備
(3) し尿処理の適正化
(4) 廃棄物の不法投棄等の防止

章
施策
施策の方向性
第4章
都市と自然が調和した住みやすいまちづくり【都市形成・都市基盤】
1.市街地形成
(1) 計画的なまちづくりの推進
(2) 市街地整備の推進
(3) 良好な景観形成
2.公園・緑地
(1) 公園・緑地の適正管理
(2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出
3.道路
(1) 都市計画道路の整備
(2) 市道の整備
(3) 広域幹線道路等の整備促進
(4) 道路施設の適正管理
4.河川
(1) 河川施設の適正管理
(2) 雨水排水施設の適正管理
(3) 海岸・護岸施設の適正管理
5.下水道
(1) 下水道施設の適正管理
(2) 下水道事業の経営基盤の強化
6.住宅
(1) 良質な住環境の確保
(2) 住宅セーフティネットの確保
(3) 空家対策の推進
7.公共交通
(1) 都市間交通の利便性確保
(2) 市内における移動手段確保

章	施策	施策の方向性
第5章 地域の魅力を活かした にぎわいのある まちづくり 【産業】	1.農林業	(1) 農業経営体制の強化
		(2) 農地環境対策の推進
		(3) 高付加価値農業の推進
		(4) 農業とふれあう機会の拡大
		(5) 森林管理の適正化と林業の振興
	2.商工業	(1) 活力ある商業の推進
		(2) 力強い工業の推進
		(3) 中小企業の支援
	3.観光	(1) 観光振興に向けた体制づくり
		(2) 観光地としての魅力づくり
		(3) 観光情報の発信・充実
	4.雇用・就業	(1) 雇用の促進
		(2) 就業機会の拡大
		(3) 就労環境の向上

章	施策	施策の方向性
第6章 みんながつながり参加する持続可能なまちづくり【市民活動・行財政】	1.市民活動	(1) 市民のまちづくり活動への参加の働きかけ
		(2) 地域活動の活性化
		(3) 市民等と行政との協働の推進
	2.人権・男女共同参画	(1) 人権擁護の推進
		(2) 男女共同参画の推進
	3.多文化共生	(1) 多文化共生の推進
		(2) 国際交流活動の推進
	4.情報共有・発信	(1) 市政情報発信の充実
		(2) 広聴活動の推進
		(3) シティプロモーションの展開
	5.行政運営	(1) 効率的な行政運営
		(2) 職員の人材育成
		(3) 広域行政の推進
	6.財政運営	(1) 公共施設等の活用・見直し
		(2) 安定した財政運営

参考資料

自治体経営に求められる新たな視点「ＳＤＧs」

SDGs（Sustainable Development Goals の略）とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年（2030 年）を期限とする国際目標です。SDG s は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

この SDGs を達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。こうした観点から、「袖ケ浦市総合計画」においても、各施策と SDGs の各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

SDG s の１７の目標

第２部　各　論

第２部　各論の見方

第１章　子育て・教育・文化

１　子育て支援

【目指すまちの姿】

○行政・地域・家庭が一体となった子育て支援の取組により、安心して子育てできる環境となっています。
○次代を担う子どもたちが、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、等しく幼児期の教育・保育を受けることができる環境が整えられています。

➢【目指すまちの姿】は、令和２年度に策定した前期基本計画における、前期基本計画期間満了時（令和 7 年度）に目指すまちの姿について掲載しています。

【施策の方向性】

（１）結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実
・結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの機会を提供します。
・不妊治療に取り組みやすい環境を整備するとともに、妊娠から出産・子育てまでそれぞれの段階に応じたサポートの充実を図ります。

（２）子育て世帯の状況に応じた支援の充実
・妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談の受付、産前産後期におけるヘルパー派遣、子育て世帯への経済的支援など、子育て世帯の状況に応じた支援の充実を進めます。
・昼間に保護者が家庭にいない小学生の放課後の居場所を提供する放課後児童クラブについては、運営の支援を行うとともに、ニーズの拡大に対応するため施設の整備を進めます。

（３）幼児教育・保育サービスの充実
・幼稚園、保育所、認定こども園における共通の教育指針として定めた「幼児教育カリキュラム」を積極的に活用することにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、小学校への滑らかな接続を推進していきます。
・保育が必要な児童の保護者の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちが安全な環境の下で安心して過ごせる活動場所を提供します。
・質と量の両面で十分な保育サービスを提供するため、必要な保育施設を確保します。

（４）地域における子育て支援施策の充実
・地域で出産や子育てに関する情報収集や相談ができ、親子の交流が図れる場である子育て支援センターの活動の支援や、ファミリーサポートセンター事業を推進することで、地域における子育て支援の浸透を図ります。

例　示

➢【施策の方向性】は、前期基本計画における 6 年間（令和２～7 年度）の施策の方向性について掲載しています。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
結婚支援事業	結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの場から結婚に至るまでのスキル取得等を促すとともに、イベントを開催し、結婚に向けた支援を行います。	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	市民協働推進課
不妊治療費等助成事業	高額な治療費を助成することで、不妊に悩む夫婦の経済的な負担を軽減する取組みを行います。	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	健康推進課

➢【事務事業の位置づけ】は、施策の方向性を踏まえて、市が第２期実施計画の期間（令和 5～7 年度）に予定する具体的な事務事業について、その内容を記載しています。

※ 事業名の末尾に【新規】が記された事業は、第 2 期実施計画で新たに取組を行うものです。

※ 事業名の末尾に【実計新規】が記された事業は、これまでも取り組んでいたものを新たに計画に位置付けて行うものです。

※ 担当課は令和４年４月１日現在の組織になります。

第１章　子育て・教育・文化

第１章　子育て・教育・文化

１　子育て支援

【目指すまちの姿】

○行政・地域・家庭が一体となった子育て支援の取組により、安心して子育てできる環境となっています。
○次代を担う子どもたちが、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、等しく幼児期の教育・保育を受けることができる環境が整えられています。

【施策の方向性】

（１）結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実

・結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの機会を提供します。
・不妊治療に取り組みやすい環境を整備するとともに、妊娠から出産・子育てまでそれぞれの段階に応じたサポートの充実を図ります。

（２）子育て世帯の状況に応じた支援の充実

・妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談の受付、産前産後期におけるヘルパー派遣、子育て世帯への経済的支援など、子育て世帯の状況に応じた支援の充実を進めます。
・昼間に保護者が家庭にいない小学生に放課後の居場所を提供する放課後児童クラブについては、運営の支援を行うとともに、ニーズの拡大に対応するため施設の整備を進めます。

（３）幼児教育・保育サービスの充実

・幼稚園、保育所、認定こども園における共通の教育指針として定めた「幼児教育カリキュラム」を積極的に活用することにより、さらに質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、小学校への滑らかな接続を推進していきます。
・保育が必要な児童の保護者の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちが安全な環境のもとで安心して過ごせる活動場所を提供します。
・質と量の両面で十分な保育サービスの提供を推進します。

（４）地域における子育て支援施策の充実

・地域で出産や子育てに関する情報収集や相談ができ、親子の交流が図れる場である子育て支援センターの活動の支援や、ファミリーサポートセンター事業を推進することで、地域における子育て支援の浸透を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
結婚支援事業	結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの場から結婚に至るまでのスキル取得等を促すとともに、イベントを開催し、結婚に向けた支援を行います。	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	SNS等を用いた周知活動 婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	市民協働推進課
不妊治療費等助成事業	高額な治療費を助成することで、不妊に悩む夫婦の経済的な負担を軽減する取組みを行います。	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	不妊治療費や男性不妊検査費の助成 君津木更津医師会との連携・情報共有	健康推進課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
子育て世代包括支援事業	子育て世代の市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。	子育て世代総合サポートセンターでの妊娠から出産、子育てまでの相談受付及び支援、子ども家庭総合支援拠点との連携	子育て世代総合サポートセンターでの妊娠から出産、子育てまでの相談受付及び支援、子ども家庭総合支援拠点との連携	子育て世代総合サポートセンターでの妊娠から出産、子育てまでの相談受付及び支援、子ども家庭総合支援拠点との連携	子育て支援課 健康推進課
子ども医療費助成事業	子どもの医療費を負担する保護者に、当該費用の一部または全部を助成するとともに対象年齢の拡大を図ります。	医療費の助成対象年齢拡大の実施	医療費の助成	医療費の助成	子育て支援課
放課後児童クラブ支援事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	補助金交付 指定管理者による運営 昭和小区、蔵波小区クラブ開所 R6 設置・運営事業者の公募手続き（奈良輪小区）	補助金交付 指定管理者による運営 奈良輪小区クラブ開所	補助金交付 指定管理者による運営 R8 指定管理者の更新手続き R8 運営事業者の公募手続き	子育て支援課
平川地区幼保連携推進事業	平川地区における幼児教育・保育サービスの質の向上と持続的な提供を行うとともに地域での子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「平川地区幼児教育・保育施設整備計画」に基づき、既存施設を段階的に集約するとともに、新設の認定こども園の整備を推進します。	認定こども園に関する住民説明 認定こども園の施設認可に向けた県協議 認定こども園整備工事着手	認定こども園整備工事 吉野田保育所の閉所（年度末）	認定こども園の開園 吉野田保育所の解体 平川保育所の規模縮小 中川幼稚園の閉園（年度末）	子育て支援課 学校教育課 保育幼稚園課
私立保育施設等整備助成事業	増加する保育ニーズに対応するため、民間事業者による認可保育所等の施設整備費の一部を助成することで、子育て環境の整備を推進します。	令和6年4月開所に向けた私立認可保育所の施設整備を助成 児童数の確認等	児童数の確認等	児童数の確認等	子育て支援課
多様なニーズに応じた保育サービス事業	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、多様なニーズに対応した一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など各種保育サービスを実施していきます。	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施、PR	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施、PR	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施、PR	保育幼稚園課 子育て支援課
保育所入所待ち児童支援事業	保育所への入所申請をしたものの入所待機となった児童について、保護者の経済的負担を軽減するため、一時預かり事業や認可外保育施設を利用した際の費用について助成を行います。	申請受付 補助金の交付	申請受付 補助金の交付	申請受付 補助金の交付	保育幼稚園課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
ファミリーサポートセンター事業	地域の子育て環境の向上を図るため、育児援助の希望者（利用会員）と援助希望者（提供会員）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリーサポートセンターを運営します。	ファミリーサポートセンターの運営 会員の募集 研修会の実施 会員交流会の実施	ファミリーサポートセンターの運営 会員の募集 研修会の実施 会員交流会の実施	ファミリーサポートセンターの運営 会員の募集 研修会の実施 会員交流会の実施	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、子育て支援センターを運営する私立保育施設へ助成、「そでがうらこども館」の運営を行います。また、平川地区の幼保連携と併せて子育て支援センターの設置を検討します。	そでがうらこども館での子育て支援 私立５箇所での子育て支援センターの運営支援 幼保連携推進事業と並行し、平川地区での実施準備	そでがうらこども館での子育て支援 私立５箇所での子育て支援センターの運営支援 平川地区での整備	そでがうらこども館での子育て支援 私立５箇所での子育て支援センターの運営支援 平川地区での開設	保育幼稚園課 子育て支援課

２　学校教育

【目指すまちの姿】

○「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の“生きる力”の育成が図られ、また、開かれた学校づくりが進み、地域と協働した学校づくりがなされています。

【施策の方向性】

（１）生きる力を育む学校教育の推進

・児童生徒一人ひとりの確かな学力を育むために、きめ細かな学習指導を行うことができる適正な教職員の配置を行うとともに、教職員の指導力の向上を図ります。
・児童生徒の豊かな心を育むために、自然体験活動や読書活動等の一層の充実を図ります。
・学校体育の充実を図るための取組を通して、児童生徒の健やかな体と、生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度を育みます。
・教科学習に情報教育機器を積極的に活用し、情報教育が円滑に推進できる体制を構築することにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
・外国語指導助手等の活用により、児童生徒に英語によるコミュニケーションができる十分な機会を提供します。
・特別な配慮を必要とする児童生徒に対して個々に応じた支援を行い、一人ひとりの可能性を伸ばす特別支援教育の充実を図ります。
・不登校や問題行動などの悩みを抱える児童生徒やその対応に悩む保護者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、不登校等の児童生徒に対して、教育支援教室など実態に応じた効果的な支援を行います。
・いじめや虐待等の早期発見・不登校の予防、また、教職員が心身ともに健康を保つため、専門的な見地から相談・助言を行うスクールカウンセラーを全校に配置します。

（２）開かれた学校づくりの推進

・市民が学校教育のために、できる時にできる人ができることを行う「学校支援ボランティア制度」の拡充や、各校ＰＴＡと市ＰＴＡ連絡協議会の活動の充実、地区住民会議との連携した活動等を通して、地域ぐるみで学校を支援する体制の構築を進めます。
・地域と学校の意思疎通を密にするために、学校に関する情報を地域に積極的に発信します。

（３）教育環境の整備

・今後の児童生徒数の動向を踏まえて、普通教室の確保や教育環境の充実、利活用方針の検討等の対策を進めていきます。
・防犯マップの作成や防犯指導の実施、各学校での防犯訓練やパトロールの実施など、児童生徒の安全を確保するための取組を推進します。
・教職員の日々の校務処理の負担を軽減し、きめ細かな指導が行えるよう、校務支援システムの円滑な運用を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学力の個人差解消を図るため、教員免許状を有する講師を配置して、個に応じたきめ細かな指導を行います。	小中学校全校へ基礎学力向上支援教員を配置 大規模小学校への追加配置を検討	小中学校全校へ基礎学力向上支援教員を配置 大規模小学校に追加配置を検討	小中学校全校へ基礎学力向上支援教員を配置 大規模小学校に追加配置を検討	学校教育課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
小中学校特別支援教員活用事業	通常学級において、障がい及びその傾向のある児童生徒に対して、当該児童生徒の学力や社会性及び基本的な生活習慣の定着が図れるよう、特別支援教員を配置し、学習・生活上の指導・支援を行います。	全小中学校に特別支援教員の配置 大規模小学校への追加配置を検討	全小中学校に特別支援教員の配置 大規模小学校への追加配置を検討	全小中学校に特別支援教員の配置 大規模小学校への追加配置を検討	学校教育課
小中学校体験活動推進事業	自然体験活動を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性などを培い、心豊かなたくましい児童を育成します。 災害時における環境等の変化にも対応できる能力の向上を図ります。	小中学校の校外学習や体験活動との関係を明確にした、体験活動の実施 袖ケ浦市体験活動推進事業検討委員会で新たな実施方針の検討	袖ケ浦市体験活動推進事業検討委員会で決定した新たな実施方針での体験活動の実施及び効果の検証	袖ケ浦市体験活動推進事業検討委員会で決定した新たな実施方針での体験活動の実施及び効果の検証	学校教育課
小中学校情報教育推進事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。	教育情報化推進計画に基づく情報教育機器の整備 事務用コンピュータ機器配備 校務支援システム契約延長	教育情報化推進計画に基づく情報教育機器の整備 小中学校児童生徒用電子黒板契約延長 校務支援システム配備 児童生徒用及び教師用タブレット追加配備	教育情報化推進計画に基づく情報教育機器の整備 小学校児童用タブレット更新	学校教育課
小中学校読書教育推進事業	児童生徒の読書意欲を高めるため、学校図書館に学校司書を配置します。 学校図書館の機能を高めて読書教育の推進を図ります。	学校司書の配置 図書物流システムの活用 学校司書の人材確保策の検討	学校司書の配置 図書物流システムの活用 学校司書の人材確保策の実施	学校司書の配置 図書物流システムの活用 学校司書の人材確保策の実施	学校教育課
小学校スクールカウンセラー活用事業	児童・保護者・教職員に対して、専門的な見地から相談・助言を行うため、市内全小学校にスクールカウンセラーを配置します。	小学校にスクールカウンセラーを配置 スクールカウンセラーの人材確保策の検討	小学校にスクールカウンセラーを配置 スクールカウンセラーの人材確保策の実施	小学校にスクールカウンセラーを配置 スクールカウンセラーの人材確保策の実施	学校教育課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
学校 ICT 教育支援事業	市立小中学校、市立幼稚園等のインターネットを安定的に接続し、学習・校務での活用を図るとともに、学校ICTインストラクターを小中学校に派遣することにより、ICT機器や学習ソフトの利活用促進を図ります。	ICT機器、学習ソフトの活用支援 学校ホームページの活用 ネットワークの管理 無線 LAN の管理	ICT機器、学習ソフトの活用支援 学校ホームページの活用 ネットワークの管理 無線 LAN の管理	ICT機器、学習ソフトの活用支援 学校ホームページの活用 ネットワークの管理 無線 LAN の管理	総合教育センター
外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語（英語）によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保します。 ALT コーディネーター派遣による適切な授業支援を行います。	外国語指導助手の直接派遣 ALT コーディネーター派遣による授業支援 先進校の視察や ALT の研修等による指導力向上	外国語指導助手の直接派遣 ALT コーディネーター派遣による授業支援 先進校の視察や ALT の研修等による指導力向上	外国語指導助手の直接派遣 ALT コーディネーター派遣による授業支援 先進校の視察や ALT の研修等による指導力向上	総合教育センター
教育相談事業	学校不適応や不登校に悩む児童・生徒、子育てに悩む保護者を対象に、相談活動を充実させ、助言や支援を行います。	電話相談、来所相談の実施 幼稚園巡回子育て相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	電話相談、来所相談の実施 幼稚園巡回子育て相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	電話相談、来所相談の実施 幼稚園巡回子育て相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	総合教育センター
教育支援教室運営事業	人間関係等に悩み不登校となった児童・生徒が、社会の一員として自立していくための基礎を身につける場として、教育支援教室「のぞみ学級」を運営します。	教育支援教室の運営 担任との面談、親の会の開催 訪問相談	教育支援教室の運営 担任との面談、親の会の開催 訪問相談	教育支援教室の運営 担任との面談、親の会の開催 訪問相談	総合教育センター
学校体育推進事業	生涯体育の基礎を担う義務教育課程において、小中学生（児童生徒）が、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成します。 そのために指導者研修、運動部活動・武道教育の支援などを実施し、小中学校及び関係機関との連携を積極的に行い、安全安心な学校体育の環境整備を行います。	学校体育指導研修会の開催 部活動地域移行、実施競技の展開 教育地域連携指導者の活用	学校体育指導研修会の開催 部活動地域移行、実施競技の展開 教育地域連携指導者の活用	学校体育指導研修会の開催 部活動地域移行、実施競技の展開 教育地域連携指導者の活用	スポーツ振興課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業	学校支援ボランティアを育成しながら、その活用を図ります。また、地域に開かれた学校を目指して、学校の情報を発信します。	「子育ての提言」のチラシ、リーフレット及び「がうらっ子の心得」のポスターの作成、配布 学校支援ボランティアの研修会や募集周知の実施	「子育ての提言」のチラシ、リーフレット及び「がうらっ子の心得」のポスターの作成、配布 学校支援ボランティアの研修会や募集周知の実施	「子育ての提言」のチラシ、リーフレット及び「がうらっ子の心得」のポスターの作成、配布 学校支援ボランティアの研修会や募集周知の実施	学校教育課
蔵波小学校校舎増築事業 【新規】	蔵波小学校に通学する児童数の増加に伴い不足する教室等を整備するため、校舎を増築し教育環境の整備を図ります。	蔵波小学校増築校舎整備			教育総務課 学校教育課
昭和中学校校舎増築事業 【新規】	昭和中学校に通学する生徒数の増加に伴い不足する教室等を整備するため、校舎を増築し教育環境の整備を図ります。	昭和中学校プール解体工事 昭和中学校増築校舎設計	昭和中学校増築校舎設計 昭和中学校増築校舎整備	昭和中学校増築校舎整備	教育総務課 学校教育課
小中学校老朽化対策事業 【新規】	老朽化した学校施設・設備の改修を計画的に進めます。	小中学校改修計画検討	小中学校改修計画検討	小中学校改修計画策定	教育総務課 学校教育課
学校環境整備事業	老朽化したトイレの更新、洋式便器への改修及び乾式化を行うことにより、良好な教育環境を整備します。また、災害時の避難所としての機能強化を図ります。		根形中学校トイレの改修		教育総務課
児童・生徒指導センター運営事業	各学校における不審者対応訓練への協力や、小学校１年生対象の防犯指導(「いかのおすし」防犯指導・学校外での危機回避)、登下校時のパトロール等をとおして、警察と連携を図りつつ、児童生徒の安全教育の推進を支援します。また、児童生徒の安全対策や児童生徒の問題行動への対応のため、教職員及び児童生徒に対して、スクールサポーター(元警察官)による専門的な見地からの指導助言を行います。	不審者対応訓練への協力 防犯教室の実施 安全マップの作成と活用支援 関係機関との連絡調整連携 登下校時等のパトロール	不審者対応訓練への協力 防犯教室の実施 安全マップの作成と活用支援 関係機関との連絡調整連携 登下校時等のパトロール	不審者対応訓練への協力 防犯教室の実施 安全マップの作成と活用支援 関係機関との連絡調整連携 登下校時等のパトロール	総合教育センター

３　生涯学習

【目指すまちの姿】

○市民が主体的に生涯学習に取り組んだ成果が豊かな地域づくりに活かされ、また、青少年を地域全体で育み、健やかに成長できる環境が整っています。

【施策の方向性】

（１）生涯学習の充実

・市民のニーズに応じた各種講座や講演会に加えて、子どもへの理解を深める家庭教育や、地域ごとに抱えている課題をテーマとして考える場、市民が自己の充実・生活の向上を図るための多様な生涯学習の場を設けます。
・地域における生涯学習の担い手となるボランティアの養成を推進します。

（２）社会教育施設の環境整備

・地域の生涯学習の拠点としての役割を担う市民会館や公民館施設について、必要な改修を行うとともに、利用動向や利用者の意向等も踏まえて、施設のあり方について、見直しを図っていきます。

（３）青少年健全育成の推進

・地域が進める青少年の健全育成に取り組む活動を支援します。また、地域全体で子どもを育む放課後子ども教室を運営します。
・関係機関との連携のもとで、青少年が問題行動に関わることを未然に防ぐための対策を強化します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
市民三学大学講座	自己啓発に取り組む市民の学習活動を促進するため、各分野の著名人を迎えて、公開講座を開催します。	市民三学大学講座の実施	市民三学大学講座の実施	市民三学大学講座の実施	生涯学習課
生涯学習ボランティア促進事業	地域の人材活用を図るため、社会教育推進員などの各種ボランティアの養成と資質向上を目的とする研修等を実施します。 これらの各種ボランティアと連携・協働し、市民の学習活動の支援を行います。	社会教育推進員養成講座 社会教育推進員全体研修会 保育ボランティア養成講座 ユースボランティア交流会	社会教育推進員養成講座 社会教育推進員全体研修会 保育ボランティア養成講座 ユースボランティア交流会	社会教育推進員養成講座 社会教育推進員全体研修会 保育ボランティア養成講座 ユースボランティア交流会	生涯学習課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
読書普及事業	読書に関する講座・講演会を開催し、市民の読書の質的向上を図るとともに、市民の多様化する課題解決を支援するための情報提供を行います。また、図書館の事業に市民がボランティアとして積極的に参加できる場を設け、事業の充実を図ります。	講座・講演会等の推進 図書館ボランティアの育成 市民の生活や学習、地域課題の解決を支援するための資料や情報の提供 障がい者への宅配の実施 読みに苦手さのある児童生徒への読書支援の実施	講座・講演会等の推進 図書館ボランティアの育成 市民の生活や学習、地域課題の解決を支援するための資料や情報の提供 障がい者への宅配の実施 読みに苦手さのある児童生徒への読書支援の実施	講座・講演会等の推進 図書館ボランティアの育成 市民の生活や学習、地域課題の解決を支援するための資料や情報の提供 障がい者への宅配の実施 読みに苦手さのある児童生徒への読書支援の実施	中央図書館
電子図書館サービス事業 【実計新規】	図書館に来館しなくても利用が可能な、著作権処理がされた電子書籍の貸出サービスを行います。	電子図書館サービスの試行 プラットフォームの充実 電子書籍の選定・購入 電子図書館サービスについての検証	電子図書館サービスの実施 プラットフォームの充実（継続実施の場合、以下実施） 電子書籍の選定・購入	電子図書館サービスの実施 プラットフォームの充実（継続実施の場合、以下実施） 電子書籍の選定・購入	中央図書館
放課後子供教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供します。異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。	昭和小学校・長浦小学校放課後子供教室実施 根形小学校放課後子供教室（R1 年度～R6 年度まで試行実施、検証）	昭和小学校・長浦小学校放課後子供教室実施 根形小学校放課後子供教室（試行実施、検証）	昭和小学校・長浦小学校放課後子供教室実施 根形小学校放課後子供教室（継続実施の場合）	生涯学習課

４　スポーツ

【目指すまちの姿】

○市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができています。

【施策の方向性】

（１）地域スポーツ・レクリエーション活動の推進

・多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を設けるとともに、市内 5 地区に設立されている総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

（２）スポーツ・レクリエーション施設の環境整備

・市内の社会体育施設について、利用者が安全に安心して利用できるとともに、施設の利便性が向上するよう、適正な維持管理を行います。また、必要に応じて計画的な改修・整備を行います。

（３）スポーツツーリズムの推進

・「観るスポーツ」「するスポーツ」など、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域活性化につなげていきます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
総合型地域スポーツクラブ活性化事業	子どもから高齢者まで体を動かす機会と場を確保し、また青少年の健全育成と地域住民のつながりを高めるスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの活動やクラブ間の交流活動を支援します。 更に、袖ケ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会への委託により「ウォーキングフェスタ」を実施します。	活動助成金の交付 クラブ交流大会の開催 ウォーキングフェスタの開催	活動助成金の交付 クラブ交流大会の開催 ウォーキングフェスタの開催	活動助成金の交付 クラブ交流大会の開催 ウォーキングフェスタの開催	スポーツ振興課
スポーツツーリズム推進事業	質の高いスポーツを「観る」機会を市民に提供するとともに、市内の体育施設の利用を促進するため、プロ・社会人・大学などのスポーツ大会やチームの合宿等の誘致を推進します。	プロスポーツ大会、高校スポーツ大会等の誘致（プロ野球、高校野球等） スポーツ合宿の誘致	プロスポーツ大会、高校スポーツ大会等の誘致（プロ野球、高校野球等） スポーツ合宿の誘致	プロスポーツ大会、高校スポーツ大会等の誘致（プロ野球、高校野球等） スポーツ合宿の誘致	スポーツ振興課 商工観光課

５　文化芸術・文化財

【目指すまちの姿】

○市民が文化芸術に親しむことができる環境が整い、また、文化財の価値が理解され、次世代に継承するための取組が進められています。

【施策の方向性】

（１）文化芸術活動の推進

・文化芸術活動を行っている団体等に対して、展示や演奏を行う場所の提供や機会の創出等の支援を行うとともに、そうした活動への新たな市民の参加を促すための取組を推進します。
・より多くの市民に文化芸術に触れることができる場を提供します。

（２）郷土の歴史と文化財の保存・活用

・国史跡に指定された山野貝塚の保存活用に取り組みます。
・郷土博物館では、文化財の保存、展示の更新、資料の調査研究と情報提供、運営を支えるボランティアの養成等を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
芸術活動普及事業	文化芸術活動の活性化と振興を図るため、袖ケ浦美術展や芸術活動団体の支援を行います。	協働による袖ケ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催支援 体験教室の開催 オンラインの展覧会等の検討・調整	協働による袖ケ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催支援 体験教室の開催 オンラインの展覧会等の開催	協働による袖ケ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催支援 体験教室の開催 オンラインの展覧会等の開催	生涯学習課
山野貝塚保存活用事業	国民共有の財産であり、本市の重要な文化財でもある国史跡山野貝塚を確実に保存し、適切に活用するために整備を行い、後世に継承します。また、市民ボランティア等との協働による管理運営体制の構築を図ります。	地権者交渉 整備基本設計 発掘調査報告書作成・刊行 ボランティア活動の実施 史跡の維持管理	地権者交渉 史跡指定地の公有地化 整備実施設計 ボーリング調査の実施 ボランティア活動の実施 史跡の維持管理	地権者交渉 保存活用計画の点検・検証 シンポジウムの開催 整備工事 ボランティア活動の実施 史跡の維持管理	生涯学習課 郷土博物館
総合的な文化財の保存・活用事業	市内に伝わる文化財の調査・研究を進め、適切な保存を図ります。また、文化財の公開活用を実施し、市民の文化財保護の意識向上と郷土愛の醸成を図ります。	指定文化財候補調査 指定文化財管理者への補助金交付 民俗芸能継承団体への支援 「袖ケ浦の郷土芸能」開催 文化財保存活用地域計画策定に向けての調査	指定文化財候補調査 指定文化財管理者への補助金交付 民俗芸能継承団体への支援 文化財の公開 文化財保存活用地域計画策定に向けての調査	指定文化財候補調査 指定文化財管理者への補助金交付 民俗芸能継承団体への支援 文化財の公開 文化財保存活用地域計画策定に向けての調査	生涯学習課 郷土博物館

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
地域資料管理活用事業	地域に残された資料（埋蔵文化財、歴史・民俗・産業・自然資料等）を収集・保管し、次世代へ継承していくとともに、データベース化等により資料の管理と活用を図ります。また、文化財のデジタル化を進めるとともに、地域資料の調査・研究成果の公開と情報を発信することにより、市民等に地域資料の重要性や価値を理解してもらいます。	収蔵資料保存修復 文化財デジタル化 収蔵資料の調査研究と公開活用	収蔵資料保存修復 文化財デジタル化 収蔵資料の調査研究と公開活用	収蔵資料保存修復 文化財デジタル化 収蔵資料の調査研究と公開活用 地域文化財調査成果報告	郷土博物館

第２章　健康・医療・福祉

第２章　健康・医療・福祉

１　健康づくり・医療

【目指すまちの姿】

○市民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組み、心身ともに健やかに暮らすことができています。

【施策の方向性】

（１）健康づくりの推進

・健康づくり支援センターなどにおいて、健康づくりの教室等を行うとともに、健康相談、各種検（健）診、予防接種等を実施することで、市民が健康に暮らせる環境の整備を図ります。
・健康に関するイベントや各種保健サービスの周知・啓発活動を積極的に行い、市民の健康への意識を高め、主体的な健康づくりを促します。

（２）生活習慣病の予防

・糖尿病等の生活習慣病の予防・改善に向け、若年期健康診査や国民健康保険加入者に対し特定健康診査・特定保健指導等を行います。
・各種がん検診の実施により、がんの早期発見や早期治療に努め、重症化の防止を図ります。

（３）地域医療体制の充実

・市民が安心して医療サービスを受けられるよう、休日や夜間等においても急病人が迅速に医療を受けられる体制の確保や、二次救急医療体制の維持に取り組むとともに、感染症や災害発生等の非常時においても関係機関等と連携した取組を進めます。
・市内における産婦人科医療機関の誘致の検討を進めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
健康づくり推進事業	市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と、健康的な生活習慣や食生活、運動習慣の定着を図り、市民の健康への意識を高めるための環境整備に努めます。	健康相談 訪問指導 生活習慣病予防講演会 ガウランドの各種運動教室 シニア運動教室 スマートダイエット教室	健康相談 訪問指導 生活習慣病予防講演会 ガウランドの各種運動教室 シニア運動教室 スマートダイエット教室	健康相談 訪問指導 生活習慣病予防講演会 ガウランドの各種運動教室 シニア運動教室 スマートダイエット教室	健康推進課
幼児・児童生徒歯科指導事業 【新規】	市内保育所（園）、幼稚園、小中学校で歯科指導を実施し、幼児及び児童生徒のむし歯や歯周疾患を減少させ、健康な成長発達を促します。 新たにフッ化物洗口を市内の施設で実施します。	3歳児、小学校1年生、中学校1年生を対象とした歯科指導の実施 市内保育所等でのフッ化物洗口の実施に向けた検討協議	3歳児、小学校1年生、中学校1年生を対象とした歯科指導の実施 フッ化物洗口1カ所開始（公立保育所） 本事業の施設数拡大に向けた検討	3歳児、小学校1年生、中学校1年生を対象とした歯科指導の実施 フッ化物洗口さらに1カ所開始（公立保育所） 本事業の施設数拡大に向けた検討	健康推進課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
特定健康診査等事業・特定保健指導事業	生活習慣病の予防・改善のため、特定健康診査等及び特定保健指導を実施します。 健診結果により対象者へ腎臓病地域連携パスを送付し、かかりつけ医・専門医・市役所が連携して、慢性腎臓病の重症化予防に取り組みます。	特定健康診査の実施 個別（6月～9月） 集団（年4回程度） 特定保健指導の実施 運用方法見直し後の腎臓病地域連携パスによる慢性腎臓病の予防	特定健康診査の実施 個別（6月～9月） 集団（年4回程度） 特定保健指導の実施 腎臓病地域連携パスによる慢性腎臓病の予防	特定健康診査の実施 個別（6月～9月） 集団（年4回程度） 特定保健指導の実施 腎臓病地域連携パスによる慢性腎臓病の予防	保険年金課 健康推進課
地域医療体制の確保	休日や夜間等においても急病人が迅速に医療を受けられる医療体制の確保や、二次救急医療体制の維持に取組むとともに、感染症や災害発生等の非常時においても関係機関等と連携した取組を行います。 市内における産婦人科医療機関の誘致の検討を進めます。	夜間急病診療所、二次待機施設の運営 休日における在宅当番医制度の実施 広報やホームページで医療相談の周知 君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会との連携	夜間急病診療所、二次待機施設の運営 休日における在宅当番医制度の実施 広報やホームページで医療相談の周知 君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会との連携	夜間急病診療所、二次待機施設の運営 休日における在宅当番医制度の実施 広報やホームページで医療相談の周知 君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会との連携	健康推進課

２　地域福祉

【目指すまちの姿】

○市民・地域・行政の連携による福祉活動の支え合いの仕組みや、自立に向けた支援体制が整い、市民誰もが安心して自分らしい生活を送ることができています。

【施策の方向性】

（１）地域福祉の推進

・地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動を促進していくために、連携・交流の場である拠点（サロン）の整備や、地域の子どもたち向けの子ども食堂の運営支援などに取り組みます。
・各地区の福祉活動における中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援します。
・地域の福祉活動を活性化させるため、担い手であるボランティアの育成や、ボランティアによる活動への支援を行います。

（２）生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進

・生活困窮者が抱える問題についての相談体制を充実させるとともに、就労を望む人には対象者の適性に応じた就労先確保の支援を行うなど、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を行います。
・世代間で貧困を連鎖させないため、生活困窮世帯の子どもに学習機会や居場所を提供し、適切な学習習慣や日常生活習慣等の形成を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
重層的支援体制整備事業 【新規】	地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業を柱として実施するために、これら 3 つの支援を一層効果的・円滑に実施するため、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を一体的に実施します。	重層的支援体制の検討・準備	重層的支援体制の実施	重層的支援体制の充実	地域福祉課 障がい者支援課 介護保険課 高齢者支援課 子育て支援課
成年後見制度利用促進体制整備推進事業	認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方の権利擁護のため、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう制度の利用促進のための体制整備を行います。 また、財産の管理等に支障がある方に代わって、家庭裁判所に後見人等選任のための申立て手続きや利用に係る援助を行います。	成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人フォローアップ研修の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成 成年後見制度利用促進基本計画策定	成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人フォローアップ研修の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成	成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人養成講座の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
身近な交流の場づくり推進事業	身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう交流できる場（サロン）づくりや、地域の特性に合わせた活動の実施などを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	活動支援 未開設地域への開設に向けた取組 地区社会福祉協議会への委託 重層的支援体制整備事業活用等の検討	活動支援 未開設地域への開設に向けた取組 地区社会福祉協議会への補助金交付（又は委託）	活動支援 未開設地域への開設に向けた取組 地区社会福祉協議会への補助金交付（又は委託）	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、相談支援及び就労支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	相談支援員の配置 就労支援員の配置 就労支援員との連携 相談及び支援支援調整会議の開催	相談支援員の配置 就労支援員の配置 就労支援員との連携 相談及び支援支援調整会議の開催 重層的支援体制整備事業との連携	相談支援員の配置 就労支援員の配置 就労支援員との連携 相談及び支援支援調整会議の開催 重層的支援体制整備事業との連携	地域福祉課
学習・生活支援事業	子どもが将来自立した生活が出来るよう、学習機会及び居場所を提供し、学習習慣や日常生活習慣の形成、社会性の育成等を図ります。	事業の実施 学校訪問や関係機関との連携 家庭への支援	事業の実施 学校訪問や関係機関との連携 家庭への支援	事業の実施 学校訪問や関係機関との連携 家庭への支援	地域福祉課

３　高齢者福祉

【目指すまちの姿】

○地域の実情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、高齢者がいきいきと可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができています。

【施策の方向性】

（１）介護予防の推進

・地域住民、医療・介護関係者、ＮＰＯ法人、民間事業者等、地域の関係者と連携を図り、高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態となっても重度化を防ぐための取組を推進します。

（２）住み慣れた地域での生活支援

・地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。
・高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、要介護認定者向けに介護サービスの基盤整備を推進します。また、介護人材の確保・定着を図るため、研修受講や資格取得を支援します。
・世代間で支え合いながら生活できる住宅取得の支援や移動手段をもたない高齢者の移動支援等に取り組みます。

（３）地域で支え合う仕組みづくりの推進

・住民主体による、高齢者の生活支援・介護予防活動の充実を図ります。
・認知症の方とその家族が安心して生活していくことができるように、認知症に対する理解を深め、地域における見守りを充実します。

（４）高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

・一人ひとりの高齢者が、それぞれの経験や技能を活かしながら社会的役割や生きがいをもって活動・活躍できるよう支援します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
一般介護予防事業	地域における高齢者の介護予防の取組みの普及啓発を行い、活動につなげていきます。また、活動団体への補助金の交付やリハビリテーション職の関与による介護予防の強化に努めます。	介護予防の普及啓発 介護予防活動団体への補助 はつらつシニアサポーターの養成、活動支援 リハビリ専門職との連携介護予防の普及啓発	介護予防の普及啓発 介護予防活動団体への補助 はつらつシニアサポーターの養成、活動支援 リハビリ専門職との連携介護予防の普及啓発	介護予防の普及啓発 介護予防活動団体への補助 はつらつシニアサポーターの養成、活動支援 リハビリ専門職との連携介護予防の普及啓発	高齢者支援課
介護保険サービス事業所整備事業	要介護認定者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤を整備します。	①認知症対応型共同生活介護の整備（1施設・定員18人） ②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備（1施設・定員29人）			介護保険課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
介護人材確保育成支援事業	介護サービス等に従事する人材の確保・定着を図ることを目的に、介護人材確保と育成を支援します。	補助金の交付 介護職員初任者研修受講費用補助 介護支援専門員資格取得費用補助 主任介護支援専門員研修受講費用補助	補助金の交付 介護職員初任者研修受講費用補助 介護支援専門員資格取得費用補助 主任介護支援専門員研修受講費用補助	補助金の交付 介護職員初任者研修受講費用補助 介護支援専門員資格取得費用補助 主任介護支援専門員研修受講費用補助	介護保険課
高齢者移動支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共交通機関での移動が困難な高齢者の移動を支援します。	事業周知 高齢者タクシー利用券の助成 活動団体へ補助金を交付	事業周知 高齢者タクシー利用券の助成 活動団体へ補助金を交付	事業周知 高齢者タクシー利用券の助成 活動団体へ補助金を交付	高齢者支援課
地域包括支援センターの体制強化【実計新規】	増加する高齢者人口に対応し、相談体制を充実するため、地域包括支援センターの体制強化に努めます。	長浦地区地域包括支援センター開設 平川地区地域包括支援センター開設	昭和・根形地区地域包括支援センター事業者選定	昭和・根形地区地域包括支援センター開設	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	住民同士の助け合いやNPO等多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを進めます。	生活支援コーディネーターによる担い手の発掘・育成やサービスの創出と実働の支援 地域ケア会議等他事業との連携 地域課題と創出されたサービスの評価	生活支援コーディネーターによる担い手の発掘・育成やサービスの創出と実働の支援 地域ケア会議等他事業との連携 地域課題と創出されたサービスの評価	生活支援コーディネーターによる担い手の発掘・育成やサービスの創出と実働の支援 地域ケア会議等他事業との連携 地域課題と創出されたサービスの評価	高齢者支援課
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより、「さりげない見守り」を実施します。	事業の普及啓発 協力事業者・関係団体等拡大 見守り対象者の拡大検討・調整	事業の普及啓発 協力事業者・関係団体等拡大 見守り対象者の拡大	事業の普及啓発 協力事業者・関係団体等拡大	高齢者支援課
認知症サポーター等養成事業	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等に実施していきます。また、認知症サポーターステップアップ研修の開催により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行っていきます。	養成講座の普及啓発 養成講座・ステップアップ研修の開催 認知症サポーターの活躍の機会の検討 キャラバン・メイトの活動支援	養成講座の普及啓発 養成講座・ステップアップ研修の開催 認知症サポーターの活躍の機会の検討 キャラバン・メイトの活動支援	養成講座の普及啓発 養成講座・ステップアップ研修の開催 認知症サポーターの活躍の機会の検討 キャラバン・メイトの活動支援	高齢者支援課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
シルバー人材センター支援事業	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	運営支援 補助金の交付 事業の周知	運営支援 補助金の交付 事業の周知	運営支援 補助金の交付 事業の周知	高齢者支援課

４　障がい者福祉

【目指すまちの姿】

○障がいの有無に関わらず、地域全体で支え合う社会を築くことにより、障がいのある人が、安心して、自分らしく生活を送ることができています。

【施策の方向性】

（１）障がいのある人の自立生活支援の推進

・障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、幅広い分野に関する相談に対応します。
・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置により、相談支援の機能を強化し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。
・障がいのある児童に対しては、早期診断と適切な治療や訓練を行うことにより、その自立を支援します。
・障がいのある人が状況に応じて安心して働くことができるよう、地域での障がい者の就業を支援します。

（２）障がいのある人を支える生活環境の整備

・障がいのある人が日常生活をより円滑に営むための各種支援を行うとともに、障がいのある人を支える人材の育成や公共施設等のバリアフリー化を推進し、生活しやすい環境を整備します。

（３）権利擁護の推進

・障がいのある人への虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を推進します。
・判断能力の不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害全般及び障害ごとの相談に応じ、必要な支援を行います。 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」に専門的な職員を配置し、障がい者の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。	障害者相談支援 基幹相談支援センター運営 地域生活支援拠点事業	障害者相談支援 基幹相談支援センター運営 地域生活支援拠点事業	障害者相談支援 基幹相談支援センター運営 地域生活支援拠点事業	障がい者支援課
発達障害児等療育支援事業 【実計新規】	発達面等が気になる未就学児等の自立を支援するため、療育に関する相談支援、また、有資格者による心理、言語、運動機能に関する療育支援を行います。	発達障害児等療育支援	発達障害児等療育支援	発達障害児等療育支援	障がい者支援課
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して、日常生活をより円滑に行うために必要となる各種日常生活用具の給付等を行います。	日常生活用具の給付等 日常生活用具給付等事業の周知	日常生活用具の給付等 日常生活用具給付等事業の周知	日常生活用具の給付等 日常生活用具給付等事業の周知	障がい者支援課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
成年後見制度利用支援事業 【再掲事業】	認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方の権利擁護のため、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう制度の利用促進のための体制整備を行います。 また、財産の管理等に支障がある方に代わって、家庭裁判所に後見人等選任のための申立て手続きや利用に係る援助を行います。	成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人フォローアップ研修の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成 成年後見制度利用促進基本計画策定	成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人フォローアップ研修の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成	成年後見制度に関する広報啓発活動 市民後見人養成講座の実施 相談、支援体制の充実 協議会の設置、運営 成年後見制度の利用促進 後見人等支援開始審判の請求、報酬の助成	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課

第３章　防災・防犯・環境

第３章　防災・防犯・環境

１　防災

【目指すまちの姿】

○確立された防災体制・水防体制及び市民の手による地域防災力により、災害から市民の生命と財産が守られています。

【施策の方向性】

（１）防災対策の強化

・災害発生時に適切な情報発信を行うため、防災行政無線などの整備を進めるとともに、備蓄物資や防災資機材の充足、備蓄倉庫の整備などの防災対策を強化します。
・県が示す浸水想定区域図を踏まえて洪水防災マップの見直しを行うとともに、各種防災教育の推進を通して、市民の防災意識の高揚を図ります。

（２）地域における防災力の強化

・地域において「共助」の中核を担う自主防災組織による活動が円滑に行われるよう、新規設立を促すとともに、活動の中心となる人材の育成などの支援を行います。
・災害発生時に地域での防災活動が機能するよう、各地区で避難所の開設・運営や救助など、より実践的な防災訓練を行います。

（３）災害応急・復旧対策の充実

・災害発生時に、要援護者の安否確認や避難支援等ができる体制づくりを支援するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら必要な情報を収集します。
・災害発生後に、被災者等が一定期間避難生活をする避難所については、適切な運営を行うとともに、良好な生活環境の確保を図ります。また、一時避難場所についても必要な整備を図ります。
・県や他自治体、防災関係機関、企業等との相互応援体制を構築し、災害発生時に連携して応急対策やライフライン等の復旧対策を行うことができる環境を整備するとともに、被災者への着実な支援に取り組みます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
災害情報等伝達手段確保事業	災害対応支援システム等を導入し、災害時の意思決定や情報伝達の円滑化を図ります。 固定系防災行政無線、IP 無線等の情報伝達ツールの適切な保守･運用を行います。	災害対応支援システム検討 被災者支援システム検討 防災行政無線、IP 無線維持管理 県防災行政無線再整備	災害対応支援システム導入 被災者支援システム導入 防災行政無線、IP 無線維持管理	災害対応支援システム運用 被災者支援システム運用 防災行政無線、IP 無線維持管理	防災安全課
震災対策備蓄倉庫管理事業	非常用食糧や避難生活に必要な資機材の整備を図り、有事に備えます。	非常用食糧等の更新 防災資機材購入 簡易備蓄倉庫更新	非常用食糧等の更新 防災資機材購入 簡易備蓄倉庫更新	非常用食糧等の更新 防災資機材購入 簡易備蓄倉庫更新	防災安全課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
宅地耐震化推進事業【実計新規】	大規模盛土造成地の地震に伴う滑動崩落対策の推進を図るため、市内 45 箇所の大規模盛土造成地を対象に行った現地踏査に基づき、簡易地盤調査や第二次スクリーニングによる詳細調査を行い、盛土の安定性の検討とパトロール等による現地確認により安全性の把握を実施します。	第二次スクリーニングの優先度評価 （簡易地盤調査） 安全確認パトロール	第二次スクリーニング（安定性の検討） （詳細調査、滑動崩落の安定計算） 安全確認パトロール	第二次スクリーニング（安定性の検討） （詳細調査、滑動崩落の安定計算） 安全確認パトロール	都市整備課
地域防災力向上事業	地域において、「共助」の中核を担う自主防災組織の活動を支援し、新規結成を促すとともに、活動の中心となる災害対策コーディネーター等の人材の育成を支援します。	自主防災組織結成の促進 防災資機材の貸与、更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催 災害対策コーディネーター養成講座開催 防災関係団体の連携促進	自主防災組織結成の促進 防災資機材の貸与、更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催 災害対策コーディネーター養成講座開催 防災関係団体の連携促進	自主防災組織結成の促進 防災資機材の貸与、更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催 災害対策コーディネーター養成講座開催 防災関係団体の連携促進	防災安全課
防災訓練事業	大規模災害に備えて地域住民と一体となった実践的な防災訓練を実施します。	防災訓練の実施（災害対策本部運営訓練、避難所開設訓練、ブース訓練等、実践的な訓練） 職員向けの資機材取扱い訓練及び通信訓練の実施	防災訓練の実施（災害対策本部運営訓練、避難所開設訓練、ブース訓練等、実践的な訓練） 職員向けの資機材取扱い訓練及び通信訓練の実施	防災訓練の実施（災害対策本部運営訓練、避難所開設訓練、ブース訓練等、実践的な訓練） 職員向けの資機材取扱い訓練及び通信訓練の実施	防災安全課
避難行動要支援者対策事業	避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、計画作成の優先度が高いものについて、地域の実情を踏まえながら優先的に作成に取り組みます。	個別避難計画の作成 避難行動要支援者の情報収集と避難支援者への情報提供 安否確認訓練の実施 福祉避難所運営訓練の実施	個別避難計画の作成 避難行動要支援者の情報収集と避難支援者への情報提供 安否確認訓練の実施 福祉避難所運営訓練の実施	個別避難計画の作成 避難行動要支援者の情報収集と避難支援者への情報提供 安否確認訓練の実施 福祉避難所運営訓練の実施	防災安全課 高齢者支援課 障がい者支援課

２　防犯・交通安全

【目指すまちの姿】

○防犯体制の充実が図られるとともに、防犯と交通安全に関して市民の意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができています。

【施策の方向性】

（１）防犯対策の推進

・犯罪の発生抑止のために、防犯灯や街頭防犯カメラの整備を進めるとともに、警察や防犯協会等の関係機関と連携し、犯罪情報の提供などを行うことにより、市民の防犯意識の向上を図ります。

（２）地域における防犯体制の強化

・市と自主防犯組織が連携して様々な活動を行うことができる体制の充実に向けて、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、継続的な支援を行います。

（３）交通安全の推進

・警察や交通安全協会等の関連機関と連携し、幅広い層を対象とした交通安全教育や啓発活動を行うことにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。
・近年急増している高齢者が関係する交通事故を防止するための対策を強化します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
防犯対策推進事業	市内における犯罪の発生抑止のため、防犯灯や街頭防犯カメラの適切な維持管理を実施するとともに、警察や防犯協会等の関係団体と連携した啓発活動を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。	街頭防犯カメラの設置及び維持管理 生活安全メールなどによる犯罪発生状況等の周知 市公用車へのドライブレコーダーの設置 防犯灯の設置及び維持管理	街頭防犯カメラの設置及び維持管理 生活安全メールなどによる犯罪発生状況等の周知 市公用車へのドライブレコーダーの設置 防犯灯の設置及び維持管理	街頭防犯カメラの設置及び維持管理 生活安全メールなどによる犯罪発生状況等の周知 市公用車へのドライブレコーダーの設置 防犯灯の設置及び維持管理	防災安全課 管財契約課
地域防犯体制強化事業	市民の防犯意識の高揚を図るとともに、官民共同による防犯パトロールなどの各種防犯活動を総合的に実施することで犯罪の発生抑止に努めます。 また、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、既存団体が継続して活動できるように支援を行います。	自主防犯組織等の活動支援 未結成地区への設立支援 各種防犯団体との連携による防犯パトロールや啓発活動の実施	自主防犯組織等の活動支援 未結成地区への設立支援 各種防犯団体との連携による防犯パトロールや啓発活動の実施	自主防犯組織等の活動支援 未結成地区への設立支援 各種防犯団体との連携による防犯パトロールや啓発活動の実施	防災安全課
交通安全対策事業	警察や交通安全協会等の関連機関と連携し、幅広い層を対象とした交通安全教育や啓発活動を行うことにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。高齢者の関係する交通事故防止のため、交通安全教育や啓発活動の充実を図ります。	交通安全教室の実施 啓発活動の実施 高齢ドライバー対策の検討 高齢者運転免許証自主返納事業の実施	交通安全教室の実施 啓発活動の実施 高齢ドライバー対策の実施 高齢者運転免許証自主返納事業の実施	交通安全教室の実施 啓発活動の実施 高齢ドライバー対策の実施 高齢者運転免許証自主返納事業の実施、今後の検討	防災安全課

３　消防・救急

【目指すまちの姿】

○消防・救急体制の充実が図られるとともに、事業者や市民の防火意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができています。

【施策の方向性】

（１）消防・救急体制の充実

・消防庁舎の整備検討、消防車両の計画的な更新等を通して、常備・非常備の消防体制及び救急体制の充実を図ります。救急時に市民も適切な応急処置が行えるよう、必要な対策を講じます。
・地域における消防団活動の必要性の周知を図り、消防団員確保に取り組みます。
・消防の広域化に関しては、県及び近隣市等の動向を踏まえながら検討を進めます。

（２）火災予防の推進

・市民が火災予防に関して強い意識を持ち、火災発生時に適切な対応ができるように、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。
・住宅への設置が義務付けされている住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、防火及び自主保安管理体制の徹底を図るため、事業者に対し法令に基づき適切な指導・助言を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
(仮称)袖ケ浦市統合消防庁舎建設事業 【新規】	現在の消防本部・中央消防署と長浦消防署は老朽化しており、また、互いが3㎞圏に位置していることから、消防力を維持しつつ統合消防庁舎を建設し、防災拠点として機能の充実を図ります。	消防広域化の調査・検討 庁舎整備方針の検討(候補地、事業費、スケジュール等)	庁舎整備方針の検討(候補地、事業費、スケジュール等)	庁舎整備方針の検討・決定	消防総務課
無線県域及び共同指令センター運営事業 【実計新規】	指令システムは365日、24時間安定したシステム稼働が条件であり、現行システムは平成25年4月に運用開始しています。 令和6年度から令和7年度で全部更新し、令和8年4月から運用開始を目指し指令システムの安定化を図ります。	調達支援業務委託	指令システム改修事業工事負担金支出	指令システム改修事業工事負担金支出	警防課
常備消防車両整備事業	災害時における警防体制を整え、地域住民の安全や安心を確保するため、常備消防車両を計画的に更新します。	平川消防署指揮車更新 長浦消防署指揮車更新	長浦消防署泡原液搬送車更新		警防課
非常備消防車両整備事業	消火活動はもちろんのこと、近年、複雑多様化している自然災害等から地域住民の安全や安心を確保するため、各種資機材の積載が可能な非常備消防車両を計画的に更新します。	小型動力ポンプ付積載車更新	小型動力ポンプ付積載車更新	小型動力ポンプ付積載車更新	警防課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
消防団詰所建設事業	消防団の拠点施設である詰所を計画的に整備します。	第13分団詰所測量調査、石綿調査、土壌調査	第13分団詰所解体 第13分団詰所建設 第18分団詰所測量調査、石綿調査、土壌調査	第18分団詰所解体 第18分団詰所建設 第15分団詰所測量調査、石綿調査、土壌調査	警防課
応急手当啓発事業 【実計新規】	救急車が到着するまでの間、バイスタンダー（その場に居合わせた人）が、いかに救命処置を適切に行うかが、傷病者の社会復帰に重要となります。バイスタンダーが担う救命の連鎖には、「早期認識と通報」、「一次救命処置（心肺蘇生及びAED）」があり、傷病者の予後に重要な関りがあることから、市民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、更なる取り組みを行います。	希望する児童・生徒を対象とした救命講習の検討及び策定 応急手当啓発員の養成 応急手当協力事業所の認定制度策定	希望する児童・生徒を対象とした救命講習の実施 応急手当啓発員の養成 応急手当協力事業所の認定	希望する児童・生徒を対象とした救命講習の実施 応急手当啓発員の養成 応急手当協力事業所の認定	中央消防署
火災予防啓発事業	火災予防の啓発活動を行い、防火思想の高揚を図ります。また、事業者等に対して適切な指導・助言を行い、防火体制の徹底を図ります。	住宅用火災警報器普及啓発活動 住宅用火災警報器取付支援 火災予防運動の実施 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施 幼年消防クラブ大会の開催 消防訓練の指導等 立入検査の実施	住宅用火災警報器普及啓発活動 住宅用火災警報器取付支援 火災予防運動の実施 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施 幼年消防クラブ大会の開催 消防訓練の指導等 立入検査の実施	住宅用火災警報器普及啓発活動 住宅用火災警報器取付支援 火災予防運動の実施 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施 幼年消防クラブ大会の開催 消防訓練の指導等 立入検査の実施	予防課

４　消費生活

【目指すまちの姿】

○市民の消費者問題に対する知識や判断力が高まり、相談体制の充実により、市民が安心して生活を送ることができています。

【施策の方向性】

（１）消費者保護対策の推進

・消費生活に関する相談については、的確な対応を行うことにより問題の早期解決を図ります。また、市の消費生活センターの認知度を高めるため、消費生活センターの周知を図ります。
・消費者問題に関する最新情報の収集、相談員の質の向上などを通して、相談体制の充実を図ります。

（２）消費者意識の向上

・関係機関との連携を強化して幅広い年齢層を対象とした消費者教育や啓発活動を行うことにより、市民の消費生活に関する知識や判断力の向上を図ります。
・特にターゲットになりやすい高齢者や若年層に対しては、きめ細かな情報提供や学習機会の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
消費生活相談･消費者意識啓発事業	消費者問題に関する啓発活動を行い、被害の未然防止を図ります。 複雑･多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談を実施し、消費者トラブルの早期解決を図ります。	消費生活相談 消費者教室の開催 出前講座の開催 消費生活センターの PR、啓発	消費生活相談 消費者教室の開催 出前講座の開催 消費生活センターの PR、啓発	消費生活相談 消費者教室の開催 出前講座の開催 消費生活センターの PR、啓発	商工観光課

５　環境保全

【目指すまちの姿】

○豊かな自然環境が保全されるとともに、地球にやさしい持続可能な社会がつくりだされています。

【施策の方向性】

（１）自然環境の保全と共生

・ボランティアや各種団体、事業所、学校等と連携しながら、自然環境の保全やまちの美化を図ります。
・生態系や人の健康に被害を及ぼす恐れのある有害鳥獣や特定外来生物の防除を積極的に行います。
・市民の環境保全への理解を深めるために、環境学習講座などを実施します。

（２）地球温暖化対策の推進

・全世界的な課題である地球温暖化問題に対して、家庭における省エネルギー設備設置の支援や市民への的確な情報提供を行うとともに、市民の意識を高めるための緑のカーテンづくりなどについて促進します。

（３）快適で安全に生活できる環境の維持

・大気汚染の常時監視や汚染物質の排出者に対する指導などを行うとともに、河川等における水質調査を行い、その改善に向けた対応を行います。
・騒音・振動について定期的に測定し、要請限度を超過する場合は関係機関に対策を要請します。また、航空機騒音は、県などに対して、騒音の低減について要望します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
まちの美化推進事業	市民や企業、学校等と協働して、美化活動を行うことにより、ごみのない清潔で美しいまちづくりを目指します。 花いっぱい運動による花の種の配布、フラワーポットの貸出しにより、美しいまちづくりを目指します。 空き地等の雑草処理対策により、美観の保護・環境美化を推進します。	協働による、清掃活動、ポイ捨て防止啓発活動、市内一斉清掃等の実施 花の種の配布、フラワーポット貸出 市街地の空き地等の雑草対策	協働による、清掃活動、ポイ捨て防止啓発活動、市内一斉清掃等の実施 花の種の配布、フラワーポット貸出 市街地の空き地等の雑草対策	協働による、清掃活動、ポイ捨て防止啓発活動、市内一斉清掃等の実施 花の種の配布、フラワーポット貸出 市街地の空き地等の雑草対策	環境管理課
自然環境保全事業	身近な緑、豊かな自然環境を保全し、安らぎのあるまちづくりを目指すとともに、自然環境緑地等の維持管理をボランティアと協働で行います。 一定規模以上の進出事業所に対して、一定割合の緑化の義務付けを行い、緑地の確保に努めます。 鳥獣保護を図るとともに、特定外来生物等の捕獲・駆除を行います。	しいのもり自然環境緑地の適正な整備 蔵波小鳥の森の維持管理 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 自然散策会、環境学習講座等の拡充	しいのもり自然環境緑地の適正な整備 蔵波小鳥の森の維持管理 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 自然散策会、環境学習講座等の拡充	しいのもり自然環境緑地の適正な整備 蔵波小鳥の森の維持管理 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 自然散策会、環境学習講座等の拡充	環境管理課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
公用車電気自動車導入事業 【新規】	地球温暖化防止（温室効果ガスの排出抑制）に向けた取り組みを推進するため、計画的に電気自動車の導入を進めます。	車両の導入	車両の導入		管財契約課
地球温暖化対策事業	地球温暖化の防止対策を進めるため、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を促進する設備の設置について、県の交付要綱に従って補助金を交付します。 「袖ケ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」の適切な運用を行い、再生可能エネルギーの利用を推進します。 市域全体の温室効果ガス削減のため、必要な計画を策定します。	住宅用省エネルギー設備等設置に係る補助金の交付 緑のカーテンの推進及び啓発活動の実施 市所管施設からの温室効果ガス排出量の算出 袖ケ浦市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）及び袖ケ浦市気候変動適応計画の策定	住宅用省エネルギー設備等設置に係る補助金の交付 緑のカーテンの推進及び啓発活動の実施 市所管施設からの温室効果ガス排出量の算出 袖ケ浦市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）及び袖ケ浦市気候変動適応計画）に沿った取組の実施	住宅用省エネルギー設備等設置に係る補助金の交付 緑のカーテンの推進及び啓発活動の実施 市所管施設からの温室効果ガス排出量の算出 袖ケ浦市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）及び袖ケ浦市気候変動適応計画）に沿った取組の実施	環境管理課
大気汚染監視機器整備事業	大気環境の状況を的確に把握するため、老朽化した機器を計画的に更新します。	老朽化した測定機器の計画的な更新 測定局毎の測定機器配置の検討	老朽化した測定機器の計画的な更新 測定局毎の測定機器配置の検討	老朽化した測定機器の計画的な更新 測定局毎の測定機器配置の検討	環境管理課

６　廃棄物・リサイクル

【目指すまちの姿】

○ごみの減量化・資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしい循環型社会が形成されています。

【施策の方向性】

（１）ごみの減量化・再資源化の推進

・ごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、長期的な視点からごみ収集制度全体のあり方について総合的な見直しを行います。
・ごみの分別の徹底による再資源化を進め、資源循環型のまちを目指します。

（２）ごみ処理体制の整備

・袖ケ浦クリーンセンターの改修を計画的に進めることで、コスト削減と施設の長寿命化を図ります。
・令和 9 年度稼働予定となっている次期広域廃棄物処理施設については、共同で事業を進める自治体と広域連携組織を設置し、取組を進めます。

（３）し尿処理の適正化

・単独処理浄化槽の使用者に対して、合併処理浄化槽への設置切り替えを促進するために啓発活動及び設置費用の補助を行い、河川等の公共用水域の水質保全を図ります。

（４）廃棄物の不法投棄等の防止

・廃棄物の不法投棄と、土砂等の埋立てによる土壌汚染・災害発生を防止するため、監視活動を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
ごみ減量化推進事業	ごみ最終処分量の減量化を図るため、ごみ減量化の普及啓発を行うとともに、ごみ収集制度全体のあり方について総合的な見直しの検討を行います。	ごみ減量化の普及啓発 事業者への減量化指導の徹底 ごみ収集制度の総合的な見直しの検討	ごみ減量化の普及啓発 事業者への減量化指導の徹底 ごみ収集制度の総合的な見直しの検討	ごみ減量化の普及啓発 事業者への減量化指導の徹底 ごみ収集制度の総合的な見直しの検討	廃棄物対策課
ごみ資源化推進事業	資源循環を推進するため、排出時点での分別を啓発するとともに、資源化対象品目の拡充の検討を行います。	生ごみ、剪定枝等の排出抑制 資源回収を実施する団体への支援 プラスチックリサイクルの調査、検討 資源化対象品目拡大のための調査、検討、実施 子ども服リユースの実施、雑がみ回収ボックスの設置	生ごみ、剪定枝等の排出抑制 資源回収を実施する団体への支援 プラスチックリサイクルの調査、検討 資源化対象品目拡大のための調査、検討、実施 子ども服リユースの実施、雑がみ回収ボックスの設置	生ごみ、剪定枝等の排出抑制 資源回収を実施する団体への支援 プラスチックリサイクルの調査、検討 資源化対象品目拡大のための調査、検討、実施 子ども服リユースの実施、雑がみ回収ボックスの設置	廃棄物対策課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
ごみ処理施設長寿命化事業	老朽化により維持管理費用が増大している現施設の修繕工事や設備の更新等を実施することにより、コスト削減とごみ資源化を図りつつ、各処理施設の長寿命化を図ります。	各施設の修繕工事や設備の更新等の実施 【工事対象施設】 ごみ処理施設 粗大ごみ処理施設 し尿処理施設	各施設の修繕工事や設備の更新等の実施 【工事対象施設】 ごみ処理施設 粗大ごみ処理施設 し尿処理施設	各施設の修繕工事や設備の更新等の実施 【工事対象施設】 ごみ処理施設 粗大ごみ処理施設 し尿処理施設	廃棄物対策課
次期広域廃棄物処理事業	君津地域4市（袖ケ浦市、木更津市、君津市及び富津市）の一般廃棄物は、㈱かずさクリーンシステムで中間処理を行っていますが、令和8年度末に事業終了となるため、9年度からの次期広域廃棄物処理施設整備を進めます。次期広域廃棄物処理事業は、安房地域2市1町（鴨川市、南房総市及び鋸南町）も参加した6市1町で共同して事業を進め、事業方式はPFI法のBOO方式で実施します。	建築確認申請手続き 施設実施設計 土木工事着工	土木工事継続 プラント工事着工	土木工事継続 プラント工事継続	廃棄物対策課
合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域の水質保全を図るため、単独処理浄化槽の使用者に対して合併処理浄化槽への設置替えを行うよう啓発に取り組むとともに、合併処理浄化槽設置への補助を継続して行います。	啓発活動 合併処理浄化槽の設置を推進	啓発活動 合併処理浄化槽の設置を推進	啓発活動 合併処理浄化槽の設置を推進	廃棄物対策課
廃棄物・土砂対策事業	廃棄物の不法投棄や土砂等の埋め立て等による土壌汚染・災害発生を防止するための監視活動を行います。	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動 監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動 監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動 監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置	廃棄物対策課

第４章　都市形成・都市基盤

第４章　都市形成・都市基盤

１　市街地形成

【目指すまちの姿】

○各拠点を中心に利便性が高く、効率的な土地利用が図られ、安全で安心して暮らせる良好な市街地が形成されています。

【施策の方向性】

（１）計画的なまちづくりの推進

・都市計画マスタープランに基づいて、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを計画的に推進します。
・災害復旧の迅速化や境界線をめぐるトラブルの未然防止などを目的とした地籍調査を推進します。

（２）市街地整備の促進

・地区計画制度の活用等による市街地の整備を促進します。
・市街化区域の生活環境を改善するため、狭あい道路の拡幅整備について制度の見直しを行い、市民への周知・啓発を図ります。

（３）良好な景観形成

・景観計画及び景観条例に基づく規制誘導や、景観を形成する上で重要な樹木等のシンボル化、良好な景観形成のための活動を行う団体の支援等を通して、市内の景観資源の保全・創出に取り組みます。
・良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るために、啓発活動を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
市街化調整区域土地利用適正誘導事業	市街化調整区域において、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を図るため、「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を周知し、その運用を図ります。 袖ケ浦駅西側地区や内陸部の土地利用について、地域の特性を活かしたまちづくりを目指します。	地区計画制度の周知 都市計画提案制度の周知 地区別勉強会の開催 まちづくりの検討支援	地区計画制度の周知 都市計画提案制度の周知 地区別勉強会の開催 まちづくりの検討支援 各関係機関との協議	地区計画制度の周知 都市計画提案制度の周知 地区別勉強会の開催 各関係期間との協議	都市整備課
地籍調査事業	一筆ごとの土地所有者、地番及び地目を調査し、境界及び地籍に関する測量を行います。その調査結果から地籍図及び地籍簿を作成し、登記所へ備え付けます。	坂戸市場1-①工区（認証、登記所送付、市町村備付） 坂戸市場1-②工区（事業計画・準備（A・B）工程）	坂戸市場1-②工区（地籍図根三角測量（C）工程、一筆地調査（E）工程、細部図根測量（ＦⅠ）工程）	坂戸市場1-②工区（一筆地測量（ＦⅡ-1）工程、地籍図原図（ＦⅡ-2）工程、地籍測定（G）工程、地籍簿案、閲覧、修正、地籍図、地籍簿（H）工程）	土木管理課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
市街地内市道等整備事業	市街化区域内の生活環境の改善を図り、安全で良好な市街地形成を促進するために、市民に市街化区域内みちづくり計画要綱の制度や効果をPRし、理解と協力を得て、市街化区域内の狭隘道路の拡幅整備を目指します。	みちづくり計画要綱の周知・啓発 地元や消防との連携協議	みちづくり計画要綱の周知・啓発 地元や消防との連携協議	みちづくり計画要綱の周知・啓発 地元や消防との連携協議	都市整備課
景観まちづくり推進事業	景観計画及び条例の適切な運用により、市内の良好な景観の形成を推進するとともに、景観に関する意識啓発を図ります。	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発	都市整備課

２　公園・緑地

【目指すまちの姿】

○公園や緑地が適正に管理され、憩いや交流の場として活用されています。

【施策の方向性】

（１）公園・緑地の適正管理

・公園が有する様々な機能を十分に発揮できるよう、老朽化した施設の補修・更新やバリアフリー化など必要な維持管理を行います。
・公園施設の整備・改修等をより効果的に行うため、民間事業者の参入可能性について検討します。

（２）公園・緑地を活用した交流機会の創出

・袖ケ浦公園、百目木公園、椎の森自然環境保全緑地など、公園・緑地での地域住民の交流促進、交流人口の増加を図るため、公園・緑地を活用したイベントの支援や情報発信等を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
公園緑地管理事業	利用者が快適に過ごせるよう、公園緑地の適正な維持管理を行います。	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修及び更新 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修及び更新 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修及び更新 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	都市整備課
都市公園交流機会創出事業	袖ケ浦公園の花々や隣接する農畜産物直売所ゆりの里との回遊性、百目木公園の運動施設やプールなどの機能を活用し、市の主要交流拠点としての情報を発信することにより交流人口の拡大を図るとともに、周辺施設の活性化を目指します。	袖ケ浦公園、百目木公園桜の植栽 公園まつり等のPR活動 民間活力活用の調査・研究	袖ケ浦公園、百目木公園桜の植栽 公園まつり等のPR活動 民間活力活用の調査・研究	袖ケ浦公園、百目木公園桜の植栽 公園まつり等のPR活動 民間活力活用の調査・研究	都市整備課

３　道路

【目指すまちの姿】

○都市計画道路などの幹線道路及び生活道路の整備と維持管理が適切に行われ、すべての利用者が安全・安心で快適に利用できる道路環境が整っています。

【施策の方向性】

（１）都市計画道路の整備

・高須箕和田線の南袖延伸区間、袖ケ浦駅海側地区と木更津市金田地区を結ぶ西内河根場線などの整備を促進し、交通渋滞の緩和や、市内における円滑な交通機能の確保を図ります。

（２）市道の整備

・地域住民の利便性の向上と安全性の確保を目的として、道路改良工事や交通安全対策、バリアフリー化を図ります。

（３）広域幹線道路等の整備促進

・県道君津平川線と接続し、地域の活性化が期待される首都圏中央連絡自動車道（仮称）かずさインターチェンジの早期整備や誰もが安心して利用できる道路環境の向上に向けた国県道の歩道整備を関係機関に要望します。
・東京湾岸地域とのアクセス性向上などが図られる東京湾岸道路の建設に向けた要望活動を行います。

（４）道路施設の適正管理

・橋梁や道路等の適切な点検とそれに基づく修繕・耐震補強工事を行い、道路施設の長寿命化とライフサイクルコストの軽減を図ります。
・生活道路対策エリア等の指定を受けた地域について、警察等と協議しながら道路の安全対策を実施します。また、交差点での歩行者事故に対応するため、安全対策を講じます。
・市民参加による道路の美化活動を行う道路アダプトプログラムの推進を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
西内河根場線建設事業	県が実施する都市計画道路西内河根場線は、袖ケ浦駅海側特定土地区画整理地区と木更津市金田地区を結び、地域の連携や経済の活性化を目的としており、県と調整を図りながら整備に対して地元負担金を支出し早期完成を目指します。	道路改良工事			土木建設課
三箇横田線建設事業	通学路の安全と交通利便性の向上を図るため、広域農道から県道長浦上総線を通り、市道代宿横田線間の交差点改良及び道路改良工事を実施します。	交差点改良工事（広域農道北側） 用地測量委託 工事支障物移設補償	交差点改良工事（広域農道南側，市道三箇横田線） 道路改良工事（市道代宿横田線） 信号機移設工事 用地買収（公社買戻し）	道路改良工事（市道代宿横田線）	土木建設課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
飯富29号線・代宿横田線建設事業	通学路の安全と交通利便性の向上を図るため、飯富29号線及び代宿横田線の歩行帯整備工事を実施します。	整備手法の検討 不動産鑑定委託	用地買収（土地開発公社） 水路工事	用地買収（公社買戻し） 歩行帯整備工事	土木建設課
国県道・自動車専用道路等整備促進事業	広域幹線道路のネットワークを形成し、市内の交通利便性の更なる向上・地域の更なる活性化を図るために（仮称）かずさインターチェンジや東京湾岸道路などの整備促進について国・県に要望します。	（仮称）かずさインターチェンジ、東京湾岸道路などの各種要望活動、協議会活動	（仮称）かずさインターチェンジ、東京湾岸道路などの各種要望活動、協議会活動	（仮称）かずさインターチェンジ、東京湾岸道路などの各種要望活動、協議会活動	土木管理課
道路アダプトプログラム事業	協働のまちづくりを理念に、市民参加による道路の美化活動を支援し、市民と協働して道路の美化環境の形成を図ります。	道路アダプトプログラム制度の周知・PRの強化	道路アダプトプログラム制度の周知・PRの強化	道路アダプトプログラム制度の周知・PRの強化	土木管理課
道路附属物修繕事業【実計新規】	道路附属物のうち、大型案内標識、排水設備（ポンプ）、大型カルバート、照明灯の予防保全型の維持管理を行います。	道路排水ポンプ点検 照明灯点検 照明灯更新工事	道路排水ポンプ個別施設計画策定 照明灯点検 照明灯更新工事 大型案内標識点検	道路排水ポンプ更新工事 照明灯更新工事 大型カルバート点検	土木管理課
交通安全施設整備事業	歩行者や自転車の安全を確保するため、安全対策工事を実施します。	【通学路緊急対策】 歩行帯整備詳細設計委託 歩行帯整備工事 【未就学児安全対策】 歩行帯整備工事	【通学路緊急対策】 歩行帯整備工事 【未就学児安全対策】 歩行帯整備工事 【自転車活用推進計画】 自転車通行帯整備工事	【通学路緊急対策】 歩行帯整備工事 【自転車活用推進計画】 自転車通行帯整備工事	土木建設課 土木管理課
橋梁長寿命化修繕事業	市道の橋梁について、適切な点検と修繕により、長寿命化を図りつつ適正な維持管理を実施します。	耐震補強検討委託 定期点検委託 橋梁補修工事	定期点検委託 耐震補強補修設計委託 橋梁補修工事	定期点検委託 橋梁補修設計委託 橋梁耐震補強補修工事 歩道橋長寿命化計画策定委託	土木建設課 土木管理課

４　河川

【目指すまちの姿】

○河川・雨水排水施設等が適正に維持管理され、機能や安全性が保たれています。

【施策の方向性】

（１）河川施設の適正管理

・市内の河川管理施設について、定期的な点検や計画的な修繕等によりその機能の確保に努めます。
・河川の氾濫等による災害を防止するとともに、長寿命化によるトータルコストの縮減と修繕費の平準化を図ります。

（２）雨水排水施設の適正管理

・雨水管の計画的な点検と修繕により、適切な排水機能を維持するとともに、長寿命化によるトータルコスト削減を図ります。
・奈良輪地区にある雨水ポンプ場の適正な維持管理を行い、周辺の浸水被害を防止します。

（３）海岸・護岸施設の適正管理

・本市が管理する海岸・護岸施設について、適正な維持管理を行うことで、津波や高潮等による災害を防止します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
水防事業 【実計新規】	市内河川へ危機管理型水位計を設置し、WEB公開することで市民の生命と財産を守る災害に強いまちを目指します。	危機管理型水位計及び河川監視カメラ設置 「国土交通省：川の防災情報」を活用したWEB公開、運用	危機管理型水位計及び河川監視カメラ設置 「国土交通省：川の防災情報」を活用したWEB公開、運用	危機管理型水位計及び河川監視カメラ設置 「国土交通省：川の防災情報」を活用したWEB公開、運用	土木建設課
河川維持管理費 【実計新規】	近年頻発する大雨等に備え、市管理河川の浚渫や整備を実施し、市民の生命と財産を守る災害に強いまちを目指します。	伐採浚渫工事（普通河川松川上流） 護岸復旧工事（準用河川久保田川）			土木建設課
雨水下水道施設長寿命化修繕事業 【実計新規】	雨水下水道施設（雨水管渠・ポンプ場・水門等）について、計画的な点検と長寿命化計画の策定を行います。	雨水管渠ストックマネジメント実施方針策定 奈良輪雨水ポンプ場資産の整理	奈良輪雨水ポンプ場ストックマネジメント実施方針策定 雨水管渠点検調査委託	奈良輪雨水ポンプ場点検調査委託	土木管理課
雨水幹線管渠建設改良事業 【実計新規】	市街化区域内の雨水排除を適正に行い、良好な住環境を図るため、下水道（雨水）全体計画の見直しを行い、幹線管渠の建設を促進します。 また、水防法の改正に伴い求められている、内水ハザードマップを作成するため、雨水浸水想定区域図を作成します。	下水道（雨水）全体計画策定委託	奈良輪第一排水区雨水実施設計委託	雨水浸水想定区域図策定委託 奈良輪第一排水区雨水管整備工事	土木管理課 土木建設課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
海岸・護岸維持管理事業【実計新規】	本市の管理する海岸・護岸施設について適正な維持管理を行います。	今井水門点検調査委託 護岸の点検	今井水門改修詳細設計委託 護岸の点検	長浦、蔵波水門点検調査委託 今井水門改修工事 護岸の点検	土木管理課 土木建設課

５　下水道

【目指すまちの姿】

○生活排水による環境負荷の軽減や公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の良好な水質が確保されています。

【施策の方向性】

（１）下水道施設の適正管理

・公共下水道のストックマネジメント計画に基づき、汚水処理施設の点検調査、劣化状況を踏まえた改築更新、適正な維持管理業務を行い、既存ストックの長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。
・農業集落排水についても、ストックマネジメント計画を策定し、長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。
・大規模な地震発生時に備え、下水道管の耐震化、マンホールトイレ等の整備を推進します。

（２）下水道事業の経営基盤の強化

・下水道事業について、経営状況の的確な分析と対策の実施、外部への情報開示等を確実に行っていくことにより、公営企業会計のもとで安定的に事業を継続していくよう努めます。
・下水道事業の更なる健全な運営に向けた取組を進めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
下水道施設の適正管理	公共用水域の良好な水質を確保することを目的に、千葉県が定める東京湾流域別下水道整備総合計画、水質汚濁防止法及び排水基準を定める条例に規定される水質基準を守るため、施設の効率的かつ適正な維持管理を行うとともに、下水処理施設等の整備計画を推進します。	【公共下水道】 終末処理場等施設包括的維持管理 ストックマネジメント 下水道総合地震対策整備 各種計画策定 【農業集落排水】 袖ケ浦東部浄化センター等包括的維持管理	【公共下水道】 終末処理場等施設包括的維持管理 ストックマネジメント 下水道総合地震対策整備 各種計画策定 【農業集落排水】 袖ケ浦東部浄化センター等包括的維持管理	【公共下水道】 終末処理場等施設包括的維持管理 ストックマネジメント 下水道総合地震対策整備 各種計画策定 【農業集落排水】 袖ケ浦東部浄化センター等包括的維持管理	下水対策課
下水道事業の経営基盤の強化 【実計新規】	市民の生活環境向上及び公共用水域の水質保全のため、下水道事業を将来にわたり安定的、継続的に運営していくとともに、経営戦略の着実な推進を図ります。	経営戦略の着実な推進 決算分析、財政指標等の公表	経営戦略の着実な推進 決算分析、財政指標等の公表	経営戦略の着実な推進 決算分析、財政指標等の公表	下水対策課

６　住宅

【目指すまちの姿】

○市民が安全・安心して暮らすことのできる住環境が整備され、空家の適切な管理と有効活用が進んでいます。

【施策の方向性】

（１）良質な住環境の確保

・市内の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化に向けた市民の意識向上や、個人の住宅における耐震対策の具現化に向けての支援を行います。
・高齢者等の生活環境を整えるための住宅改修に対し支援します。

（２）住宅セーフティネットの形成

・市営住宅へのニーズに対応するために適切な維持管理、老朽化対策を計画的に行い、長寿命化を図ります。また、老朽化や入居状況などを考慮しながら、集約化についての検討を行います。

（３）空家対策の推進

・著しく管理が不適切な空家については、改修や除却、活用等に関する助言・指導等を行い、所有者に適切な管理を求めていきます。
・空家のデータベース化を進め、他用途への転換が可能な空家については、利活用を促進します。
・空家バンク利用の活性化を図るための制度の検討を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
木造住宅耐震化促進事業	市内の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震相談会等による普及・啓発活動を行い、国・県・市による耐震診断・改修工事費用に対する助成を実施します。	無料耐震相談会 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助	無料耐震相談会 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助	無料耐震相談会 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助 耐震改修促進計画改定	都市整備課
市営住宅維持管理事業	適正に維持管理を行い、市営住宅の既存ストックを活用し、住宅困窮者に対して低家賃で住居を提供します。	市営住宅の適正な維持管理 市営住宅のあり方検討	市営住宅の適正な維持管理 市営住宅のあり方検討	市営住宅の適正な維持管理 市営住宅のあり方検討	都市整備課
空家等対策事業	空家等対策計画に基づく空家等の適切な管理を推進します。 著しく管理が不適切な状態にある空家に対し、改修や活用に関する助言・指導等を行うとともに空家バンク制度の活用を推進します。	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 農業委員会と連携した「農地付空家」バンク登録の啓発活動	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 農業委員会と連携した「農地付空家」バンク登録の有効活用	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 農業委員会と連携した「農地付空家」バンク登録の有効活用	都市整備課

７　公共交通

【目指すまちの姿】

○市民が安心して暮らしていける日常の移動手段が確保されるとともに、広域的な都市間移動手段も充実し、利便性の高い交通網が形成されています。

【施策の方向性】

（１）都市間交通の利便性確保

・都心とつながる高速バスの路線延伸や増便などについて、事業者に対する要望活動を継続的に行います。
・高速バスの利用促進に向けたＰＲ活動を積極的に実施します。
・ＪＲ内房線、久留里線の利便性向上に向けた要望活動を継続的に行います。

（２）市内における移動手段確保

・市内での市民の移動手段として必要な路線バスの運行を維持するため、バス事業者への支援を継続するとともに、地域の実情に応じた運行形態・路線の見直しについて、バス事業者と検討します。
・路線バスを維持するため、利用促進に向けたＰＲ活動を行います。
・日常生活の移動手段を確保するため、路線バスを補完する地域内の取組を支援するとともに、新たな移動支援策について検討します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
高速バス利便性向上事業	バス事業者に路線の延伸や増便などについて、継続的に要望活動を行い、高速バスの競争力強化に向けた更なる利便性向上を図ります。	利用促進のPR バス事業者への要望・協議 関係自治体との協議	利用促進のPR バス事業者への要望・協議 関係自治体との協議	利用促進のPR バス事業者への要望・協議 関係自治体との協議	企画政策課
地域公共交通づくり事業	地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するとともに、利便性向上を図ります。また、事業者と協力し、地域内の新たな移動手段を確保するための取組を行います。	バス路線維持にかかる補助金交付 利用促進のPR バス路線の再編の検討 地域交通の支援 デマンド交通の実証運行（長浦地区）	バス路線維持にかかる補助金交付 利用促進のPR バス路線の再編の検討 地域交通の支援 デマンド交通の実証運行（1 地区拡大）	バス路線維持にかかる補助金交付 利用促進のPR バス路線の再編の検討 地域交通の支援 デマンド交通の実証運行	企画政策課

第５章　産　業

第５章　産業

１　農林業

【目指すまちの姿】

○農林業基盤整備や担い手の育成、農地集積などが進み、優良農地の保全や効果的な利用が図られ、魅力ある農畜産物が生産されています。

【施策の方向性】

（１）農業経営体制の強化

・認定農業者制度の活用、農地中間管理事業を活用した農業事業者の大規模化・法人化、集落営農組織の設立促進等を通して、自立できる農業経営体の育成を図ります。
・新たに就農を目指す人が今後の本市の農業の担い手として活動していけるよう、相談体制を整備し、情報提供に努めるとともに、農地を取得しやすい環境を整え新規就農者等の受入れを促進し、農地の有効利用を図ります。
・生産性向上に向けて、ＩＣＴや農機具の自動運転等の先端技術の導入などスマート化を検討する農家を支援します。
・各地域における農業の将来のあり方を明確にする「人・農地プラン」の作成を支援します。
・土地改良事業を推進し、担い手への集積と生産性の向上を図ります。

（２）農地環境対策の推進

・地域で行う農地の維持管理や景観形成等の活動に対する支援を行い、農地環境の保全を図ります。
・有害鳥獣の駆除や防護柵の設置、ＩＣＴの活用等により、農作物被害の軽減に取り組みます。

（３）高付加価値農業の推進

・環境にやさしい「ちばエコ農産物」など付加価値の高い農畜産物については、生産の支援や、積極的なＰＲを行います。また、産品の生産拡大に向けて、生産者の技術研修への参加等を促進します。
・農畜産物の加工・販売までを一体的に行う６次産業化への取組や異業種との連携を支援し、高付加価値化と販路拡大を図ります。

（４）農業とふれあう機会の拡大

・栽培体験や収穫体験など市民が農業とふれあう機会を充実させるとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした地産地消と、食育活動の推進に取り組みます。
・交通アクセスに恵まれた環境を活用し、本市の農業とふれあう機会を拡大することで、交流人口の増加に努めます。

（５）森林管理の適正化と林業の振興

・管理が十分に行われていない森林については、市が委託を受け管理を行うなど森林管理の適正化と林業経営の効率化に努めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
担い手育成・支援対策事業	農業関係機関や集落等と調整し、農地中間管理事業の活用による農地集積の促進や「地域計画（旧　人・農地プラン）」の策定を推進し、地域・集落単位による経営体や認定農業者などの担い手の確保及び育成を図ります。	認定農業者の認定・更新 地域計画（旧人・農地プラン）策定推進 農地中間管理事業など農地利用集積の推進 耕作放棄地対策	認定農業者の認定・更新 地域計画（旧人・農地プラン）策定推進 農地中間管理事業など農地利用集積の推進 耕作放棄地対策	認定農業者の認定・更新 地域計画（旧人・農地プラン）策定推進 農地中間管理事業など農地利用集積の推進 耕作放棄地対策	農林振興課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
新規就農者支援対策事業	新規就農者が早期に安定した経営及び長期営農が行えるよう、県やJAなど農業関係機関と連携し、栽培技術の習得、農地の確保、機械・施設導入の経費等について支援します。	新規就農者育成事業補助の実施 新規就農者育成総合対策事業等の支援制度のＰＲと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談	新規就農者育成事業補助の実施 新規就農者育成総合対策事業等の支援制度のＰＲと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談	新規就農者育成事業補助の実施 新規就農者育成総合対策事業等の支援制度のＰＲと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談	農林振興課
県営経営体育成基盤整備事業（大鳥居地区）【実計新規】	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	県営工事負担金（測量・実施設計）	県営工事負担金（換地計画原案・実施設計）	県営工事負担金（区画整理工事 6.1ha）	農林振興課
県営経営体育成基盤整備事業（武田川下流地区）	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	換地	換地、小花頭首工改修工事（実施設計）	小花頭首工改修工事（工事）	農林振興課
土地改良推進事業	農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT 化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等の推進を支援します。	野里大和田地区 地形図作成業務、説明会等	野里大和田地区 換地等調整業務、説明会等	野里大和田地区 促進計画作成業務、説明会等	農林振興課
有害鳥獣駆除事業	国等補助事業を活用し、イノシシ・アライグマ等の有害鳥獣の駆除を実施するほか、防護柵等を設置し、農作物被害の防止及び抑制を図ります。	有害鳥獣の駆除実施 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検管理等の実施 防護柵設置に関する補助の実施 有害鳥獣に関する講習会の実施 捕獲獣の処分や活用を検討 ICT機器の活用の研究	有害鳥獣の駆除実施 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検管理等の実施 防護柵設置に関する補助の実施 有害鳥獣に関する講習会の実施 ICT機器の活用の研究	有害鳥獣の駆除実施 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検管理等の実施 防護柵設置に関する補助の実施 有害鳥獣に関する講習会の実施 ICT機器の活用の研究	農林振興課
農地農村環境保全事業	農業・農村の有する多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等）の維持・発揮を図るため、地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽による景観形成等に支援を行い、自然環境の保全及び良好な景観の形成等の地域資源の適切な保全管理を推進します。	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付 農地・水保全管理協議会の運営	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付 農地・水保全管理協議会の運営	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付 農地・水保全管理協議会の運営	農林振興課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
農畜産物の魅力向上事業	農畜産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに対応できるよう、環境にやさしい農畜産物の普及拡大を推進します。また、生産者が自ら加工・販売を行う6次産業化に取組む農業者へ補助事業等を活用した支援を行うとともに、商業者との連携から市内産農畜産物の活用や販路拡大を促進します。	イベント等におけるPR 関係機関と連携し、生産者への技術研修、試験栽培等を実施 6 次産業化を支援する制度の紹介、加工品の販売促進 既存レストラン等へ、地元食材の活用を呼び掛け	イベント等におけるPR 関係機関と連携し、生産者への技術研修、試験栽培等を実施 6 次産業化を支援する制度の紹介、加工品の販売促進 既存レストラン等へ、地元食材の活用を呼び掛け	イベント等におけるPR 関係機関と連携し、生産者への技術研修、試験栽培等を実施 6 次産業化を支援する制度の紹介、加工品の販売促進 既存レストラン等へ、地元食材の活用を呼び掛け	農林振興課
観光・直売型農業推進事業	生産者と消費者の交流を促進するとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした食育活動と地産地消を促進します。また、農業の活性化を図るため、生産組織の育成を支援し、計画栽培、出荷による安定経営を支援します。	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	農林振興課
体験農園支援事業	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。	市内の体験農園等の取組みのPR 体験農園開設を希望する農業者の掘起しと支援	市内の体験農園等の取組みのPR 体験農園開設を希望する農業者の掘起しと支援	市内の体験農園等の取組みのPR 体験農園開設を希望する農業者の掘起しと支援	農林振興課
田園空間施設維持管理事業	農村・農業の貴重な歴史・文化・伝統技術や農村景観などの農村資源を保全・復元するとともに、農業体験の場を提供する農村公園等田園空間施設の維持管理を行います。	田んぼの学校（公募家族）、田んぼの学校（小学生）6 校、収穫体験（幼稚園、保育園、保育所）ほか、各種イベント	田んぼの学校（公募家族）、田んぼの学校（小学生）6 校、収穫体験（幼稚園、保育園、保育所）ほか、各種イベント	田んぼの学校（公募家族）、田んぼの学校（小学生）6 校、収穫体験（幼稚園、保育園、保育所）ほか、各種イベント	農林振興課
森林経営管理事業	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。	意向調査等、森林経営管理実施	意向調査等、森林経営管理実施	意向調査等、森林経営管理実施	農林振興課

２　商工業

【目指すまちの姿】

○市内商業者のネットワークが広がり、にぎわいと交流が創出されるとともに、エネルギー産業や製造業など様々な企業が地域に根差し、魅力と活力のあるまちとなっています。

【施策の方向性】

（１）活力ある商業の推進

・商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより、商店街の魅力向上を図ります。
・商工会を中心に、市内の商業者のネットワークを広げ、にぎわいと交流の創出に取り組みます。

（２）力強い工業の推進

・事業所の新規立地や大規模設備投資を推進するとともに、企業が保有する未利用地等の利活用調査等を行い、新たな企業立地を促進します。
・立地企業の競争力を強化するために、県及び近隣市と連携しながら、規制緩和等について要望活動を行います。

（３）中小企業の支援

・中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資や利子補給制度による資金面での支援、会社見学会や企業説明会等による人材確保面での支援などを行います。
・中小企業が有する多様な課題に適切に対処するため、経営に関する相談体制を充実し、ニーズに応じたきめ細かな対応を行います。特に中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継が円滑に進むよう支援します。
・市内での創業を促進するために、創業に関する知識を習得する機会の提供、ワンストップ相談窓口の設置等の支援を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
商店街魅力向上事業	商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより魅力向上を図るとともに、持続可能な商店街づくりを進めます。	商店街共同施設整備補助金交付 商工会活動の支援（一店逸品事業、地元魅力発見事業） 商工会が行う市民交流活動への支援 商店会街路灯市移管へ向けた検討・調査	商店街共同施設整備補助金交付 商工会活動の支援（一店逸品事業、地元魅力発見事業） 商工会が行う市民交流活動への支援 商店会街路灯市移管への実施	商店街共同施設整備補助金交付 商工会活動の支援（一店逸品事業、地元魅力発見事業） 商工会が行う市民交流活動への支援	商工観光課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
企業等振興支援事業	企業経営の安定化と事業の高度化、産業の振興、雇用の場の確保を図るため、一定規模以上の設備投資に対して助成を行い、企業の新規立地や設備投資を促進します。 県及び近隣市と連携しながら規制緩和等の側面的支援を行います。	県及び近隣自治体と連携した側面的支援 企業振興条例及び椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用 企業訪問・面談 工場連絡会の運営	県及び近隣自治体と連携した側面的支援 企業振興条例及び椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用 企業訪問・面談 工場連絡会の運営 企業振興条例改正（SDGs 関連）	県及び近隣自治体と連携した側面的支援 企業振興条例及び椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用 企業訪問・面談 工場連絡会の運営	商工観光課
中小企業支援事業	人材や資金面など経営資源が弱い中小企業について、融資や利子補給制度により、資金の支援を行うとともに、経営相談等に対応する相談体制を充実し、きめ細かな支援を行います。	融資及び利子補給制度の運用 市及び商工会による企業訪問、面談 SNS、EC 等活用支援制度検討 電子決済対応への勉強会	融資及び利子補給制度の運用 市及び商工会による企業訪問、面談 SNS、EC 等活用支援制度及び電子決済の運用	融資及び利子補給制度の運用 市及び商工会による企業訪問、面談 SNS、EC 等活用支援制度及び電子決済の運用	商工観光課

３　観光

【目指すまちの姿】

○地域資源の活用により、観光地としての魅力が向上し、多くの人が集まりにぎわいが創出されています。

【施策の方向性】

（１）観光振興に向けた体制づくり

・観光資源を活用し、観光地としての魅力を高めるために、袖ケ浦市観光協会の活動を支援します。

（２）観光地としての魅力づくり

・観光地としての魅力を高めるため、観光客の市内での回遊性を高めるための取組を推進し、滞在時間の長期化を図ります。
・市内の観光スポットを巡る回遊コースや、近隣市と連携した広域的な観光回遊コースのメニューづくりに取り組みます。
・市内の自然環境等を活かした新たな観光地づくりを推進します。また、民間と連携して取り組む観点から、地域資源を活用した商品やメニューの開発を行う事業者等を支援します。

（３）観光情報の発信・充実

・ホームページやＳＮＳ、紙媒体の観光ガイドマップのほか、新たな交流拠点である「ＦＡＲＭ　ＣＯＵＲＴ　袖ケ浦」の活用など、多様な手法を介して市内の観光スポットや特産品に関する情報を発信します。
・外国人観光客に向けた情報発信を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
袖ケ浦市観光協会活動支援事業	袖ケ浦市及び周辺地域の豊かな自然、文化等の観光資源を活用し、観光地としての魅力を高め、観光事業の健全な振興を図ることにより、地域経済の活性化、地域文化の維持発展に寄与することを目的に事業を展開する（一社）袖ケ浦市観光協会の運営を支援します。	観光協会への補助金の交付 観光協会運営支援 観光協会事業活動の周知	観光協会への補助金の交付 観光協会運営支援 観光協会事業活動の周知	観光協会への補助金の交付 観光協会運営支援 観光協会事業活動の周知	商工観光課
地域回遊促進事業	観光客の市内回遊を促進するため、主要拠点から観光施設までの移動手段の拡充による利便性の向上、新たな観光資源の発掘等により、来訪者の増加と観光地としての魅力を向上させます。	観光協会と連携した情報の発信以下、観光協会実施事業（レンタサイクルの運営、新たな拠点開設検討、レンタサイクルを活用した周遊企画の実施、サイクルツーリズムの推進施策の検討）	観光協会と連携した情報の発信以下、観光協会実施事業（レンタサイクルの運営、新規拠点開設、レンタサイクルを活用した周遊企画の実施、レンタカーを活用した周遊企画の検討、サイクルツーリズムの推進施策の検討）	観光協会と連携した情報の発信以下、観光協会実施事業（レンタサイクルの運営、新たな拠点開設検討、レンタサイクルを活用した周遊企画の実施、レンタカーを活用した周遊企画の検討、サイクルツーリズムの推進施策の検討）	商工観光課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
観光情報発信事業	本市観光の魅力を発信するため、観光協会によるホームページやSNSを活用した情報発信の充実を図ります。 また、商業施設やイベント等において、観光PRを行い、観光情報を含めた本市の魅力を市内外へ発信していきます。	観光協会と連携した観光情報の発信	観光協会と連携した観光情報の発信	観光協会と連携した観光情報の発信	商工観光課

４　雇用・就業

【目指すまちの姿】

○市内の事業所において必要な雇用が確保され、また、意欲を持つすべての人がいきいきと働くことのできる就業機会と就労環境が整っています。

【施策の方向性】

（１）雇用の促進

・市内事業者の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会など、就職希望者と市内事業者とのマッチングの場を提供します。

（２）就業機会の拡大

・ハローワーク、ジョブカフェ等の関係機関と連携し、若者や子育て中の女性、高齢者など、多様な世代の方が希望する形で就労を実現できるよう支援します。

（３）就労環境の向上

・関係機関と連携し、労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくり等、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現と労働環境の改善に向けた啓発活動を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
雇用促進事業	市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。また、人手不足への対策として、外国人労働力の活用を検討していくため、市内企業に対し外国人労働者の受け入れ意向を確認するとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。	新卒者を対象とした合同会社説明会、見学会の開催 一般向け合同会社面接会の開催 外国人労働者に関する情報提供 IT を活用した企業の説明会等の検討	新卒者を対象とした合同会社説明会、見学会の開催 一般向け合同会社面接会の開催 外国人労働者に関する情報提供及び企業の意向調査 IT を活用した企業の説明会の実施	新卒者を対象とした合同会社説明会、見学会の開催 一般向け合同会社面接会の開催 外国人労働者に関する情報提供 IT を活用した企業の説明会等の検討	商工観光課
就労支援事業	ハローワーク、ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター等と連携して、求職者の就職に向けたセミナーを開催し、多様な世代の方が希望する形で就労できるよう支援を行います。	関係機関と連携した、若者向け就労支援セミナー、女性向け就労支援セミナー、シニア向け再就職セミナー、ニート引きこもり等の職業的自立相談会の開催 ハローワーク求人情報の提供	関係機関と連携した、若者向け就労支援セミナー・女性向け就労支援セミナー・シニア向け再就職セミナー・ニート引きこもり等の職業的自立相談会の開催 ハローワーク求人情報の提供	関係機関と連携した、若者向け就労支援セミナー、女性向け就労支援セミナー、シニア向け再就職セミナー、ニート引きこもり等の職業的自立相談会の開催 ハローワーク求人情報の提供	商工観光課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
コワーキングスペース開設支援事業 【新規】	コロナ禍を契機とした働き方の変化に対応し、テレワークや副業等の時代に応じた働く場所を整備することで、市内における起業拠点を創出することを目的として、起業者等を対象としたコワーキングスペースの開設を支援します。 また、開設されたコワーキングスペースを活用し、起業者と地域の交流拠点となるような取組みを展開します。	補助要綱策定 事業説明会・周知 事業者申請受付	事業説明会・周知 事業者申請受付 開設個所運営状況確認 地域交流の取組み実施	事業説明会・周知 事業者申請受付 開設個所運営状況確認 地域交流の取組み実施	商工観光課

第６章　市民活動・行財政

第６章　市民活動・行財政

１　市民活動

【目指すまちの姿】

○市民が主体的に地域コミュニティ活動に参加することで住民同士がつながり、また地域の多様な団体が互いに連携しながら、地域活動が活発に行われています。

【施策の方向性】

（１）市民のまちづくり活動への参加促進

・まちづくり活動への市民の参加意識を醸成するため、まちづくり活動に関する市民の関心を高めるとともに、参加のきっかけづくりとなる機会を創出します。

（２）地域活動の活性化

・自治会や市民活動団体による活動が活発に行われるよう支援するとともに、地域まちづくり協議会の設立と運営を支援します。
・個別に活動を行っている市民活動団体が連携することで、より効果的な活動が展開できるよう、団体間のネットワークの構築を推進します。

（３）市民等と行政との協働の推進

・協働の推進に当たり、協働相談窓口の設置・運営や事例発表会の開催等を行います。また、協働に関する理解の推進や必要な知識の習得等により、協働に取り組むことができる人材を育成します。
・市民等と市が連携しながら、地域が抱える課題の解決を図る協働事業提案制度を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
まちづくり活動促進事業	地域コミュニティで活動する担い手を養成するため、地域づくりに役立つ知識を学ぶ「まちづくり講座」を開催します。 様々な分野で活動する人材を活用するとともに担い手との連携を図り、地域コミュニティ等との活性化を図ります。	まちづくり講座の開催	まちづくり講座の開催 人材活用制度の運用	まちづくり講座の開催 人材活用制度の運用	市民協働推進課
自治振興対策事業	市民の自主的かつ主体的な活動によるまちづくりを推進するため、自治連絡協議会や各地区自治連絡会等の自主活動を支援します。また、自治連絡協議会と連携し、自治会の加入促進を図ります。	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ 自治会未結成地区への結成支援	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ 自治会未結成地区への結成支援	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ 自治会未結成地区への結成支援	市民協働推進課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
地域づくり官学連携事業【新規】	県内大学と本市において、包括連携協定を締結し、地域活性化に資する取組を連携して実施します。	大学との地域包括連携協定の締結	協定締結大学との共同によるまちづくり参加促進 協定締結大学学生のインターンシップの受入	協定締結大学との共同によるまちづくり参加促進 協定締結大学学生のインターンシップの受入	市民協働推進課
地域まちづくり協議会支援事業	地域住民や地縁団体、市民活動団体等で構成する地域まちづくり協議会の設置及び運営に関する支援を行い、地域の特性を活かした、地域の主体的なまちづくりを進めます。	地域まちづくり協議会の運営支援 地域まちづくり協議会の設立支援	地域まちづくり協議会の運営支援 地域まちづくり協議会の設立支援	地域まちづくり協議会の運営支援 地域まちづくり協議会の設立支援	市民協働推進課
市民協働推進事業	地域コミュニティと市において、それぞれ果たすべき役割や責任を自覚したうえで、お互いの自主性を尊重しながら、連携協力し地域の活性化や地域課題解決に取り組みます。	協働事業提案制度の実施 協働のまちづくりの事例収集と提供 協働のまちづくり推進計画の策定	協働事業提案制度の実施 協働のまちづくりの事例収集と提供 市民協働に関する相談窓口の設置、運営	協働事業提案制度の実施 協働のまちづくりの事例収集と提供 市民協働に関する相談窓口の運営	市民協働推進課

２　人権・男女共同参画

【目指すまちの姿】

○性別、障がい、国籍等の多様性への理解が深まり、すべての市民がお互いの人権を尊重し合いながら共生できる社会、自分らしい生き方を選択できる社会に向けた意識づくりが進んでいます。

【施策の方向性】

（１）人権擁護の推進

・人権擁護委員等と連携しながら、人権に関する正しい知識について学ぶ機会や、様々な人権問題について考える機会の提供に取り組み、人権意識の高揚を図ります。
・市民が抱えている人権問題に関する解決を図るための相談体制の充実を図ります。

（２）男女共同参画の推進

・男女共同参画社会の実現に向け、セミナー等の開催や広報活動を通して意識啓発を推進するとともに、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できる環境整備や支援に取り組みます。
・関係機関と連携し、ＤＶ事案の発生に的確に対応します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
人権擁護事業	市民みんなが人権を尊重し合い、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会に向けて、人権擁護委員と連携して子どもから大人までを対象とした人権に関する意識啓発を行います。 また、人権に関する諸問題の解決を図るための相談体制を整えます。	人権相談の実施 小中学校での人権教室の開催 成人向け講話の実施 袖ケ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付	人権相談の実施 小中学校での人権教室の開催 成人向け講話の実施 袖ケ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付	人権相談の実施 小中学校での人権教室の開催 成人向け講話の実施 袖ケ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付	市民協働推進課
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進員と連携して男女共同参画の意識づくりに取り組みます。また、男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できるよう、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けて取り組みます。	男女共同参画セミナーの実施 男性の家庭参画促進に向けたセミナーの実施 出前講座の開催 情報誌の発行 第5次男女共同参画計画の策定 パートナーシップ制度創設に向けた準備	男女共同参画セミナーの実施 男性の家庭参画促進に向けたセミナーの実施 出前講座の開催 情報誌の発行 パートナーシップ制度の運用	男女共同参画セミナーの実施 男性の家庭参画促進に向けたセミナーの実施 出前講座の開催 情報誌の発行 パートナーシップ制度の運用	市民協働推進課

３　多文化共生

【目指すまちの姿】

○国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、地域社会の中でともに暮らすことができています。

【施策の方向性】

（１）多文化共生の推進

・外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や案内標識等の整備、日本語学習の支援等を行います。
・外国人が地域のコミュニティに気軽に参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。

（２）国際交流活動の推進

・国際交流協会との連携による国際交流イベントの開催や国際交流に関わる市民団体等の育成・活動支援を行うことで、市民レベルでの国際交流に関する意識の高揚を図ります。
・研修会等への参加促進により国際感覚豊な人材を育成し、国際交流活動の活性化を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
多文化共生推進事業	外国人住民にとって暮らしやすい環境づくりを行うため、窓口業務等において多言語化対応を行います。 また、関係団体と連携を図りながら、外国人の地域交流の場への参加促進に取り組みます。 さらに、市内の学校に通う外国人の児童生徒等に対し、日本語教育の取組を行います。	生活支援情報の提供や窓口案内の支援 やさしい日本語化の推進 日本語教室の開催支援 市内の学校に通う外国人の児童生徒への日本語教育	生活支援情報の提供や窓口案内の支援 やさしい日本語化の推進 日本語教室の開催支援 市内の学校に通う外国人の児童生徒への日本語教育 市内在住外国人へのアンケート	生活支援情報の提供や窓口案内の支援 やさしい日本語化の推進 日本語教室の開催支援 標識等の多言語化推進 市内の学校に通う外国人の児童生徒への日本語教育	市民協働推進課
国際交流推進事業	市民の多文化共生への理解を推進するため、国際交流活動の支援を行います。 また、袖ケ浦市国際交流協会の運営を支援することで、市民同士の交流を促進します。	国際交流活動（国際交流イベント等）の支援 国際交流協会の運営支援 市民団体等への活動支援	国際交流活動（国際交流イベント等）の支援 国際交流協会の運営支援 市民団体等への活動支援	国際交流活動（国際交流イベント等）の支援 国際交流協会の運営支援 市民団体等への活動支援	市民協働推進課

４　情報共有・発信

【目指すまちの姿】

○広報・広聴活動の充実により市民と行政との間で情報が共有され、シティプロモーションの推進により本市に興味・関心を持つ人が増えています。

【施策の方向性】

（１）市政情報発信の充実

・広報紙やホームページなど、既存の情報発信媒体による情報発信について、より市民が興味、関心を持つ工夫を行うとともに、ＳＮＳなど新しい手法を介した情報の発信も積極的に実施します。
・防災・防犯など、市民の生活の安全に関する情報を、的確かつ迅速に市民に提供します。

（２）広聴活動の推進

・多様化する市民ニーズを市政に反映させるため、様々な方法により広く市民の声を聴き入れる広聴活動を推進するとともに、市民の市政への参加機会を提供します。

（３）シティプロモーションの展開

・ホームページや各種メディアを活用するなど戦略的な情報発信や、市民協働によるＰＲ活動の充実により、「市外の人に袖ケ浦市を知ってもらい、興味・関心を持ってもらう」ためのシティプロモーション活動を積極的に推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
広報紙・ホームページ等による市政情報の発信	広報紙「広報そでがうら」の発行、市公式ホームページ、SNSなどを活用し市政情報の発信を行います。	広報そでがうらの発行及び周知活動 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNSなどを活用した情報の発信	広報そでがうらの発行及び周知活動 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNSなどを活用した情報の発信	広報そでがうらの発行及び周知活動 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNSなどを活用した情報の発信	秘書広報課
広聴活動の充実	市政やまちづくりに関し、市民の意見を広く聴き市政に反映させるため、各種団体や市民グループとの意見交換や申出書等による意見、提言の聴取等を行い、市民参加の市政を一層推進します。	市長と一緒にティータイム（意見交換会） 市民の声の受付、回答	市長と一緒にティータイム（意見交換会） 市民の声の受付、回答	市長と一緒にティータイム（意見交換会） 市民の声の受付、回答	秘書広報課
シティプロモーション推進事業	各種シティプロモーション活動を通じて、袖ケ浦市の魅力を広く市内外にPRします。	シティプロモーション事業の実施 各種媒体を活用したPR ガウラファミリーを活用したPR	シティプロモーション事業の実施 各種媒体を活用したPR ガウラファミリーを活用したPR	シティプロモーション事業の実施 各種媒体を活用したPR ガウラファミリーを活用したPR そでがうらシティプロモーション戦略基本方針の最終評価	秘書広報課

５　行政運営

【目指すまちの姿】

○社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、市民に信頼される行政運営が、効果的・効率的に行われています。

【施策の方向性】

（１）効率的な行政運営

・社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、計画的な行政運営を行います。また、事務の効率化を図るために、各種業務システムの効果的な運用とともに新たな情報技術の導入を推進します。
・防災拠点となっている庁舎については、老朽化が進み耐震性が不足しているため、既存旧庁舎は建て替え、新庁舎は耐震補強と大規模改修を実施します。

（２）職員の人材育成

・人材育成方針に掲げる目指すべき職員像を念頭に置いて、各種研修事業を計画的に進めるとともに、人事評価制度の運用を図ります。

（３）広域行政の推進

・広域的な対応を行うことにより事務の効率化やコストの削減、市民の利便性向上等が得られる分野においては、近隣市等との連携を図りながら推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
全庁LANシステム再整備事業	庁舎整備事業の進捗に伴い、本市の業務基盤である全庁LANシステムの再整備を実施します。 再整備にあたっては、関係法令等を踏まえクラウドシステムの導入を図るほか、情報セキュリティを向上させるため、複合複写機にセキュアプリントを導入します。	耐震工事が終了する中庁舎への全庁LANシステム用ネットワークの敷設及び旧庁舎等から中庁舎へネットワーク機器の移設 全庁LAN再整備施工管理委託 セキュアプリントの運用 全庁LAN端末更新	南庁舎が完成するタイミングで全庁LANシステム用ネットワークの敷設及び北庁舎・保健センターから南庁舎等へネットワーク機器の移設 全庁LAN再整備施工管理委託 セキュアプリントの運用 全庁LAN端末の運用		行政管理課
標準化対応基幹情報システム導入事業 【新規】	令和3年度に公布された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、令和7年度末までに国の示す標準仕様に基づいた住民情報系システムを導入することが義務付けられたことを受け、現在運用している基幹情報システム及び個別システムについて、法定期限までに更新を図ります。	基幹情報システムにおける事業者選定、契約、システム構築	基幹情報システムにおけるシステム構築 基幹情報システムにおける新システム稼働	個別システムにおけるシステム構築 個別システムにおける新システム稼働	行政管理課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
庁舎整備事業	庁舎の安全性と防災機能の強化及び環境に配慮し市民に開かれた庁舎を実現させるため、設計・施工一括発注（デザインビルド）方式により一体的に実施し、より効率的な庁舎整備を進めます。	既存棟（中庁舎）耐震補強及び大規模改修工事 既存旧庁舎及び議会棟解体工事 南庁舎建設工事	南庁舎建設工事		資産管理課
職員の人材育成（職員研修・人事評価）	袖ケ浦市人材育成方針に掲げる職員像を目指し、各種研修を計画的に推進するとともに、人事評価制度を活用した公務能率の確保と人材育成に努めます。	職員研修の計画策定及び実施 人事評価の人材育成への活用 外部機関への職員派遣の検討及び実施	職員研修の計画策定及び実施 人事評価の人材育成への活用 外部機関への職員派遣の検討及び実施	職員研修の計画策定及び実施 人事評価の人材育成への活用 外部機関への職員派遣の検討及び実施	職員課
火葬場整備運営事業	君津地域 4 市共同による火葬場を木更津市に整備し、安定的な火葬業務を運営することで市民福祉の向上を図ります。	木更津市事業主体による火葬場の管理運営 周辺道路の整備	木更津市事業主体による火葬場の管理運営 周辺道路の整備	木更津市事業主体による火葬場の管理運営 周辺道路の整備	環境管理課

６　財政運営

【目指すまちの姿】

○限りある財源や公共施設等の行政資源が有効に活用され、計画的な財政運営により、安定した財政基盤が確立されています。

【施策の方向性】

（１）公共施設等の活用・見直し

・公共施設を適切に維持管理し、将来的な財政状況を踏まえながら、個々の公共施設について方針を定め、更新・統廃合・長寿命化等の対策を講じます。

（２）安定した財政運営

・歳入面では、自主財源を確保するため、市税徴収体制を強化するとともに、国・県等の補助金制度の有効活用に努めます。また、ふるさと納税の充実等に取り組みます。
・歳出面では、限られた財源を有効に配分していくために、事業等の見直しを図っていきます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		5 年度	6 年度	7 年度	
ファシリティマネジメント推進事業	公共施設の効率的・効果的な運営、適正配置・適正規模化を図るためファシリティマネジメントを推進します。	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置方針に基づく進行管理 公共施設白書の更新 照明の LED 化の検討、実施	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置方針に基づく進行管理 公共施設白書の更新	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置方針に基づく進行管理 公共施設白書の更新	資産管理課
教育施設等利活用事業	旧総合教育センター跡地の利活用方針、臨海スポーツセンターのあり方を決定し、有効活用を図ります。また、その他の教育施設等についても有効活用等を検討します。	旧総合教育センター跡地の利活用方針決定 臨海スポーツセンターのあり方検討 教育施設等の有効活用等を検討	臨海スポーツセンターのあり方決定 教育施設等の有効活用等を検討	教育施設等の有効活用等を検討	教育総務課 スポーツ振興課 企画政策課 資産管理課
ふるさと納税推進事業	地元特産品のPR、地域経済の活性化及び自主財源の確保を目的として、本市に一定額以上のふるさと納税（寄附）を行った市外在住者に対し、返礼品として本市の特産品等を送付します。	新たな返礼品の追加	新たな返礼品の追加	新たな返礼品の追加	財政課

第３部　参考資料

第2期実施計画策定方針

1　策定の趣旨

本市では、市総合計画条例（平成３０年条例第１号。以下「条例」という。）に基づき、将来のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなる総合計画を策定しています。

このうち、基本構想には、市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」を掲げ、基本計画では、これを実現するために本市が取り組むべき具体的な施策について、方向性や目標などを体系的に示しています。

実施計画は、この基本計画に定める施策を実現するために必要な、真に優先度の高い事業を厳選して計画に位置づけ、今後３年間の行財政運営の具体的な指針として策定するものです。

2　計画の性格・期間

実施計画は、条例の規定に基づき、前期基本計画（令和２年度～令和７年度。以下「基本計画」という。）に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものとしています。

第２期実施計画の期間は、令和５年度から令和７年度までの３年間とします。

実施計画登載事業（以下「計画事業」という。）については、社会情勢の急激な変化に伴い、財政状況や市民ニーズの変化など緊急な対応が必要となった場合は、行政評価等を活用しながら、計画事業の見直しを図ることとします。

3　計画策定における考え方

実施計画は、本市が抱える基本的な課題の解決を図るとともに、更なるまちづくりの推進を図るため、基本構想に定める市が目指す将来の姿の実現に向け、基本計画に定める各施策を確実に推進していく計画とします。

なお、実施計画の策定に際しては、令和２年３月に策定した「第２期袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を踏まえるものとします。

4　行財政運営の方針

本市の財政状況については、新型コロナウイルス感染症による影響及び世界経済の動向等が市の産業に与える影響による税収の変化について留意する必要があるほか、社会保障関係費等により経常経費の増加が見込まれることから、財政構造の硬直化が進まないよう留意する必要があります。このため、将来にわたる健全財政の維持を考慮し、経常経費の節減・合理化及び特定財源の積極的な確保に努め、限られた財源において実現可能な計画とします。

また、中長期的な視点に立ち、これまでの行政改革や行政評価等による見直しや改善を図りながら、効率的・効果的な事業を展開する計画とします。

5　計画に位置付ける事業

第２期実施計画には、次に掲げる事業を登載することとします。

①　第２期実施計画期間内に、基本計画に即して新たに実施する重要な事業

②　既存事業のうち、基本計画に即して新たな視点や手法にて行う重要な事業

③　既存事業のうち、基本計画に即して拡大して推進すべき重要な事業

④　将来の実施を計画する事業のうち、第２期実施計画期間内に重要な決定や準備等を行う事業

6　計画策定の留意点

実施計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響等を踏まえ、次の袖ケ浦を築くため、更なる飛躍に向けて未来を見据えるとともに、以下の点に留意することとします。

(1)　計画事業の選定における留意点

①　計画事業については、基本計画に定める施策の方向性に即し、課題解決に向けた優先順位を考慮しながら、施策ごとの「目指すべき姿」実現に向けて、真に優先度の高い事業を厳選することとします。

②　計画事業の選定にあたっては、第１期実施計画事業の事業評価及びまちづくりアンケートの結果を踏まえるとともに、事前評価を実施し、以下の点に留意しながら慎重に判断するものとします。

ア　施策に対する貢献度（必要性、有効性、効率性など）が高いか

イ　市民ニーズが高く、かつ緊急性が高い事業か

ウ　事業費は適切か

(2)　計画事業の検討における留意点

①　新型コロナウイルス感染症による影響や超高齢社会の進展及び将来の人口減少など、基本構想の目標年次である令和１３年度までに考えられる、市を取り巻く状況の変化に十分留意して計画事業を検討することとします。

②　基本計画に定める施策の方向性に即し、第１期実施計画事業の事業評価及びまちづくりアンケートの結果を踏まえるとともに、課題解決に向けた新規の計画事業について積極的に検討することとします。

③　新規の計画事業については、費用対効果を十分に考慮したうえで、スクラップ＆ビルドの考え方を基本とし、財源を確保するとともに、当該計画事業の終期について設定することとします。

④　従前から継続する計画事業については、全般にわたり厳しい選択と徹底した見直しを行い、実効性に留意することとします。

⑤　施設整備事業については、公共施設等総合管理計画に基づき、施設総量の最適化や施設の今後の方向性に十分留意して計画事業を検討することとします。

⑥　計画事業の費用については、維持管理費の削減や、適正な受益者負担を図るとともに、国や県の補助制度の動向に留意し、特定財源の確保に努めるなど、事業費削減や財源確保について、幅広い観点から効率的・効果的な工夫を図ることとします。

⑦　計画事業の実施手法について、市が実施する場合にあっては、ＰＰＰ（公民連携：ＰＦＩ、指定管理者、アウトソーシングなど）の活用や、事業者・ＮＰＯ・市民団体等による実施、市民・地域・団体・事業者との協働による推進の可能性について検討することとします。

袖企第１６７０号
令和５年１月２６日

袖ケ浦市総合計画審議会
会長　　石戸　　光　　様

袖ケ浦市長　粕谷　　智浩

袖ケ浦市第２期実施計画の策定について（諮問）

袖ケ浦市総合計画における前期基本計画に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにする第２期実施計画を策定するに当たり、袖ケ浦市総合計画条例（平成３０年条例第１号）第５条の規定により、諮問します。

袖 総 審 第 １ 号
令和５年２月２日

袖ケ浦市長　粕 谷　　智 浩　様

袖ケ浦市総合計画審議会
会　長　　石　戸　　光

袖ケ浦市第２期実施計画の策定について（答申）

令和５年１月２６日付け袖企第１６７０号で諮問のあったこのことについて、当審議会は袖ケ浦市総合計画条例第１１条の規定に基づき慎重に審議した結果、内容について適切であると認め、ここにその旨を答申します。

なお、審議の過程において各委員から挙げられた意見については、十分配慮されることを要望するとともに、市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」の実現に向けて計画の着実な推進に努めていただきたい。

以上

袖ケ浦市総合計画審議会名簿

会　長　　石戸　光

副会長　　田島　則行

区　分	氏　名
知識経験を有する者 （1号委員）	石戸　光
	田島　則行
	江野澤　吉克
	井上　宣之
	久保　秀一
	嶋田　雅夫
	多田　正行
	安田　雅好
	松井　洋美
	国分　多喜夫
各種団体等の役職員 （2号委員）	吉岡　眞史
	長沼　眞
	若林　和秀
	三好　祥子
	置田　和子
	渡辺　義一
	八木　克典
	阿子島　祐子
公募による市民 （3号委員）	伊豆　和代
	島村　佳伸

答申時現在　：　令和5年2月2日　敬称略

用語解説

□あ行

空家バンク制度

一般的には空家の売却または賃貸を希望する所有者から申し込みを受けて、空家バンクに登録した情報を、空家の利用を希望する方に紹介する制度。

□か行

合併処理浄化槽

トイレの排水及び生活雑排水（台所・洗濯・風呂等の排水）を処理・消毒し河川等へ放流する施設。

川の防災情報

平成１３年６月より国土交通省が開始したリアルタイムの河川水位、雨量等の防災情報のこと。情報取得方法として、パソコン版と携帯端末版（従来タイプ、スマートフォン）の３つがある。

危機管理型水位計

携帯通信網を利用すること、汎用部品を活用することで、大幅にコストダウン及びサイズダウンを図った洪水時の観測に特化した水位計。

基礎学力向上支援教員

きめ細かな指導を実現し、基礎学力の向上を図るための指導助手として市独自に採用した非常勤職員。

共同指令センター

各消防本部が共同で運用している機関で、管轄する市町村からの119 番通報を一括して受付け、通報内容等から災害地点、火災や救急、救助などの災害種別を決定したうえで、出動部隊を選定し、管轄消防本部の消防隊、救急隊等へ出動指令や現場活動の支援などを行う。

国史跡

歴史上又は学術上価値の高い貝塚、集落跡､古墳､城などの遺跡の中で、重要と国が認めたものをいう。仏像や建造物の場合は重要文化財と呼ばれるので、遺跡版の重要文化財といえる。

公営企業会計（複式簿記）

収入や支出を含む全ての財産の増減の変化を、その発生時点で記帳する発生主義を採用した会計方式。

交流人口

その地域に住んでいる居住者などの定住人口に対して、観光客など他の地域から訪れる人のこと。

子ども家庭総合支援拠点

市町村が設置する、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

個別避難計画

各種災害に備え、高齢者や障がい者など支援を必要とする人たちの、一人ひとりの状況に合わせて事前に作成した避難計画のこと。

コワーキングスペース

独立して働くフリーランスや起業家などが、事務所設備や会議スペースなどを共有し、それぞれの仕事を行うような働き方を支援する、共有オフィス環境やそれを提供するサービスのこと。

□さ行

市街化区域

市街化を促す区域のことで、都市計画区域の中で既に市街化している一団の区域や、概ね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域では、土地利用を適切に誘導するために用途地域を指定する。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。原則として用途地域を定めず、開発行為や建築行為は特段の場合を除き原則禁止される。

シティプロモーション

自治体のイメージや知名度を高めるために、様々な魅力を効果的・戦略的に発信すること。

重層的支援体制整備事業

市町村において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するもの。

ジョブカフェ

都道府県が主体的に設置する若者の就職支援をワンストップで行う施設。

スクールカウンセラー

児童生徒の心理臨床に関する高度な専門的知識・経験を持ち、学校において児童・生徒へのカウンセリング、保護者への助言・援助などを行う非常勤職員。

ストックマネジメント

長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

スポーツツーリズム

スポーツを「観る」「する」「支える」ための旅行及びそれに伴う周辺観光に加え、スポーツを楽しむ環境の整備、国際競技大会の誘致や開催、合宿の誘致を包含したもの。

生活支援コーディネーター

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせることを目的に住民同士の支え合いを推進する役割のこと。

セキュアプリント

印刷機に設けられたセキュリティ機能を活用して、本人のみが印刷文書を手にできるようにすることで情報漏洩を防ぐ仕組みのこと。

総合型地域スポーツクラブ

人々が身近な地域でスポーツを楽しむことのできるスポーツクラブ。多世代、多種目、多志向（初心者からトップレベルまで）という特徴を持つ。

た行

大規模盛土造成地

宅地の盛土造成地のうち、谷埋め型盛土と腹付け型盛土において、次の要件を満たすもの。

- 谷埋め型大規模盛土造成地：盛土面積が 3,000 ㎡以上
- 腹付け型大規模盛土造成地：盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ盛土の高さが 5m以上

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会。

単独処理浄化槽

トイレの排水のみ処理・消毒し、河川等へ放流する施設。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス体制。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。

地区計画

それぞれの地区の特性を活かした個性的で良好なまち並みの形成を目的として、道路や公園などの地区施設の配置及び規模、建築物等の制限、草地や樹林地の保全に関するきめ細やかなルールを定める土地計画法に基づいた制度のこと。

デマンド交通

利用者の要求（予約）に合わせて自宅等から目的地まで「Door to Door（ドア・ツー・ドア)」で運行する交通形態のこと。

電子書籍

紙に印刷された本ではなく、画面で読む本や雑誌のこと。ＰＣ，スマートフォン、タブレットなどの端末で読書する。電子図書館で貸出する電子書籍は、コンテンツごとの買い切りだけではなく、使用する期間や貸出回数に一定の制限があり、期限等を超えると使用できなくなるものもある。

電子図書館

電子書籍を収集し、インターネットや LAN などのネットワークを介して利用者に対し電子書籍の貸出を行うシステム。貸出した電子書籍は貸出期間を経過したら自動的に返却される。

道路アダプトプログラム

市民が愛着をもって地域の道路などの美化活動等を行うもので、行政が支援を行う。

特定健康診査

生活習慣病の予防のため、医療保険者が 40 歳以上の被保険者に対して実施する健康診査。メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健診項目が特徴。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、専門スタッフ（保健師・管理栄養士等）が行う生活習慣の改善に向けた保健指導のこと。

特別支援教員

通常学級において、発達障がい等により特別な支援を必要とする児童の支援・指導を行う非常勤職員。

都市計画道路

都市計画法に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路。

都市計画マスタープラン

都市計画法に規定されている「市長村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるもので、長期的な視点から将来都市構造、土地利用の方針、都市施設の整備方針等を定めており、将来の都市づくりを進めるうえでの指針となるもの。

な行

内水ハザードマップ

大雨の時に下水道（雨水）などからの浸水が想定される区域や浸水する深さなどの様々な情報をまとめたマップのこと。

認定こども園

就学前の教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者、農業生産法人のこと。担い手農業者とも呼ばれる。

農地中間管理事業

農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手に貸し付ける事業のこと。

は行

パートナーシップ制度

同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQ カップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行するなど、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やその恐れがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難をするために、特に支援を要する人のこと。

ファシリティマネジメント

土地・建物・設備とその環境といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動のこと。

フッ化物洗口

一定濃度のフッ化ナトリウム溶液を用いて、ブクブクうがいを行う方法で、永久歯の虫歯予防に有効な手段のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、子育てや介護、地域活動といった仕事以外の生活と仕事を自分が望むバランスで実現できるようにすること。

□数字

６次産業化

農林水産物の生産・漁獲（第一次産業）だけでなく、加工（第二次産業）、流通販売（第三次産業）まで手掛けることで、農林水産業の経営体質強化を目指す手法。１次×２次×３次から６次産業と言われている。

□アルファベット

ALT

Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のこと。コミュニケーションを重視した英語教育、外国語活動の推進のための支援を行う。

BOO

PFI の事業方式の１つで Build Own Operate の略。民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式。

EC

Electronic Commerce の頭文字を取った略で、日本語では電子商取引と訳され、一般的にインターネットでのモノやサービスの売買取引全体を指す。

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。

IP 無線

携帯電話と同じインターネット通信を使用するもので、従来の無線機と携帯電話を組み合わせたようなシステム。携帯キャリアの通信がつながる場所であれば、通信距離の制限がなく通話ができる。

PFI

Private Finance Initiative の略で、公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

袖 ケ 浦 市 第 ２ 期 実 施 計 画

発行　　令和５年２月
制作・編集
袖ケ浦市企画政策部企画政策課
〒299-0292　袖ケ浦市坂戸市場１番地１
TEL 0438-62-2327
FAX 0438-62-3034
URL https://www.city.sodegaura.lg.jp/